

## 「改訂版 学校教育における指導の努力点(2019.4～2022.3)」新旧対照表

〈変更理由〉主に沖縄県教育振興基本計画，新学習指導要領，学力向上推進プロジェクトとの整合性を持たせるため。また，文言の加除修正，出版年度の変更などによる。

### 【 目次 】

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
目次	<p>1 <u>幼稚園教育の基本の重視</u>            - <u>教育環境の充実と生きる力の基礎の育成</u> -</p> <p>2 <u>教育課程の効果的な推進</u>            - <u>生きる力の基礎を育むことを目指し，創意ある教育課程の編成及び実施</u> -</p> <p>3 <u>幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続</u>            - <u>「沖縄型幼児教育」の推進に向けた連携体制の構築</u> -</p> <p>4 <u>園内研修の充実</u>            - <u>実践的指導力の向上と幼児理解に基づく評価の実施</u> -</p> <p>5 <u>子育ての支援体制の充実</u>            - <u>地域における幼児期の教育のセンターとしての役割推進</u> -</p>	<p>1 <u>教育課程の効果的な推進</u>            - <u>生きる力の基礎を育むことを目指し，創意ある教育課程の編成及び実施</u> -</p> <p>2 <u>環境を通して行う教育の充実</u>            - <u>心情，意欲，態度を育む人的・物的・空間的環境構成の充実</u> -</p> <p>3 <u>遊びを通じた総合的な指導の充実</u>            - <u>幼児期の発達の特徴を踏まえた指導の充実</u> -</p> <p>4 <u>基本的な生活習慣の形成</u>            - <u>健康で安全な生活習慣を身に付け，自立心や道徳性の芽生えを培う指導の充実</u> -</p> <p>5 <u>園内研修の充実</u>            - <u>実践的指導力の向上と信頼される幼稚園づくりの推進</u> -</p>
<p>〈変更理由〉 学習指導要領改訂に基づく変更</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
目次	<p>1 教育課程の効果的な推進            - 障害の状態，発達の段階及び特性等を考慮し，生きる力を育み，<u>社会と連携・協働しながら，よりよい社会を創る</u>特色ある教育課程の編成及び実施 -（特支）</p>	<p>- 障害の状態，発達の段階及び特性等を考慮し，生きる力を育み，<u>創意工夫を生かした特色ある教育課程の編成及び実施</u> -（特支）</p>
<p>〈変更理由〉 学習指導要領改訂に基づく変更</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
目次	<p>2 学習指導の工夫・改善・充実            - <u>「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導体制や指導方法の確立</u> -（小・中）            - <u>「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善</u> -（高）            - 個々のニーズに応じて，自立し社会参加する力の育成を重視した，<u>育成すべき資質・能力、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導の充実</u> -</p>	<p>- <u>「わかる授業」の構築における指導体制や指導方法の確立</u> -（小・中）            - <u>主体的に学ぶ力を身につけさせ「確かな学力」を育む</u> -（高）            - 個々のニーズに応じて，自立し社会参加する力の育成を重視した，<u>基礎的・基本的内容の指導の徹底</u> -</p>
<p>〈変更理由〉 学習指導要領改訂に基づく変更</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
目次	4 道徳教育の充実 － <u>自立した人間として他者と共によりよく生きるための</u> 「豊かな心」を育む －（特支）	－ 基本的な生活態度の・生活習慣形成により「豊かな心」を育む －（特支）
＜変更理由＞ 学習指導要領改訂に基づく変更		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
目次	6 キャリア教育の充実 － <u>社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育む取組の推進</u> －（小・中） － <u>生徒の自己実現及び社会参画</u> をめざす指導の充実 －（高） － 小・中・高等部の一貫した <u>進路指導</u> と職業教育の推進 －（特支）	－ 望ましい勤労観・職業観を育みキャリア発達を促す取組の推進 －（小・中） － 生徒 <u>一人一人の自己実現</u> をめざす指導の充実 －（高） － 小・中・高等部の一貫した職業教育とキャリア教育の推進 －（特支）
＜変更理由＞ 学習指導要領改訂に基づく変更		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
目次	7 特別活動の充実 新規挿入	なし
＜変更理由＞ 改訂版における新規挿入		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
目次	12 校内就学支援の充実 － 校内就学支援体制 <u>及び教育相談</u> の充実 －（特支）	－ <u>障害の状態に応じた校内就学支援体制</u> の充実 －（特支）
＜変更理由＞ 実情に合った文言、内容への変更		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
目次	18 情報教育の充実 － <u>学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力の育成</u> －（高）	－ <u>情報活用能力の育成と情報モラル指導</u> の充実 －（高）
＜変更理由＞ 学習指導要領改訂に基づく変更		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
目次	24 子どもの貧困対策の推進 新規挿入	
＜変更理由＞ 改訂版における新規挿入		

【 学校教育における指導の努力点 ○健やかな体の育成 】

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
4	また、体育・スポーツ活動に関しては、幼児期における運動習慣の基礎づくりや心と体を一体としてとらえ、 <u>生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを旨とする。</u>	また、体育・スポーツ活動に関しては、幼児期における運動習慣の基礎づくりや心と体を一体としてとらえ、 <u>生涯にわたる「豊かなスポーツライフ」の基礎を培う観点に立つ。</u>
＜変更理由＞ 学習指導要領の目標に訂正		

【 I 幼稚園における指導の努力事項 】

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
6	<p>幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、幼稚園教育は、<u>学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児一人一人の発達の特性を踏まえ、それに応じた教育を行うことを基本とする。</u></p> <p><u>その基本は、環境を通して行うことを踏まえ、教師は幼児との信頼関係を築き、幼児が身近な環境に主体的に関われるようにしながら、共によりよい教育環境を創造できるように努めることである。</u></p> <p><u>日々の教育活動においては、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しながら、幼児が人や物と関わりがもてるようにしながら、その主体的な活動が確保されるようにする必要がある。このため、幼稚園においては、次の努力事項の充実を努める。</u></p> <p><u>1 幼稚園教育の基本の重視</u> －教育環境の充実と生きる力の基礎の育成－</p> <p><u>2 教育課程の効果的な推進</u> －生きる力の基礎を育むことを目指し、創</p>	<p>幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、幼稚園教育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培う重要なものである。</p> <p>幼稚園教育の基本は、環境を通して行うことを踏まえ、幼児一人一人の発達の特性に応じた教育となるよう内容を改善し、充実を図ることが重要である。</p> <p>また、幼児期からの心の教育の充実が求められており、生活の中で、豊かな感性、人と関わる力の基礎、道徳性の芽生えなどを培うよう援助する必要がある。</p> <p>そのため、幼稚園においては、次の努力事項の充実を図る。</p> <p>(以下、全削除)</p> <p><u>1 教育課程の効果的な推進</u> －生きる力の基礎を育むことを目指し、創意ある教育課程の編成及び実施－</p> <p><u>2 環境を通して行う教育の充実</u> －心情、意欲、態度を育む人的・物的・空</p>

<p><u>意ある教育課程の編成及び実施</u> —</p> <p><u>3 幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続</u> — 「沖縄型幼児教育」の推進に向けた連携体制の構築 —</p> <p><u>4 園内研修の充実</u> — 実践的指導力の向上と幼児理解に基づく評価の実施 —</p> <p><u>5 子育ての支援体制の充実</u> — 地域における幼児期の教育のセンターとしての役割推進 —</p>	<p><u>間的環境構成の充実</u> —</p> <p><u>3 遊びを通じた総合的な指導の充実</u> — 幼児期の発達の特徴を踏まえた指導の充実 —</p> <p><u>4 基本的な生活習慣の形成</u> — 健康で安全な生活習慣を身に付け、自立心や道徳性の芽生えを培う指導の充実 —</p> <p><u>5 園内研修の充実</u> — 実践的指導力の向上と信頼される幼稚園づくりの推進 —</p>
<p>&lt;変更理由&gt; 学習指導要領改訂に基づく変更</p>	

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
7	<p><u>1 幼稚園教育の基本の重視</u> — <u>教育環境の充実と生きる力の基礎の育成</u> —</p> <p>幼稚園では、幼稚園教育要領第1章総則の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえて幼稚園生活を展開し、その中で資質・能力を一体的に育むことが重要である。</p> <p>このため、幼稚園においては、<u>幼児期の特</u><u>性や幼稚園教育の役割</u>を十分に理解し、幼児期にふさわしい環境の下で、幼児が様々な体験を通して生きる力の基礎を育むことができるように<u>することが大切である。</u></p> <p><u>(1) 幼児期にふさわしい生活の展開</u> <u>①幼児一人一人が安定した園生活を送ることができるよう、教師相互の共通理解のもと、教師と幼児の信頼関係、幼児同士の好ましい人間関係づくりをする。</u></p> <p><u>②幼児の生活は、興味や関心に基づいた直接的で具体的な体験からなり、幼稚園生活においても主体的に環境と関わり、十分に活動し、充実感や満足感を味わうことができるようにする。</u></p> <p><u>③幼児が互いに関わりを深め、協同して遊ぶ</u></p>	<p><u>1 教育課程の効果的な推進</u> — <u>生きる力の基礎を育むことを目指し、創意ある教育課程の編成及び実施</u> —</p> <p>幼稚園では、幼稚園教育要領第1章総則の第1に示す幼稚園教育の基本に基づき、幼稚園生活を展開し、その中で<u>幼児に育つことが期待される心情、意欲、態度を育成することが重要である。</u></p> <p>このため、幼稚園においては、幼稚園教育の目標に含まれる意図を十分に理解し、幼児期にふさわしい環境の下で、幼児が様々な体験を通して生きる力の基礎を育むことができるように、<u>教育課程を編成することが必要である。</u></p> <p><u>(1) 教育課程の充実を図る</u> <u>①教育課程の編成に当たっては、幼稚園での学びが義務教育及びその後の教育における学習意欲につながるものであることを意識し、就学前に多様な経験ができるよう、ねらいや内容を編成する。</u></p> <p><u>②自我が芽生え、他者の存在を意識し、他者を思いやったり、自己を抑制しようとしたりする気持ちが生まれるなど、幼児期の発達の特徴を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるようにする。</u></p> <p><u>③地域や幼稚園の実態及び幼児の心身の発達</u></p>

ことができるように適切な援助を行う。

## (2) 遊びを通しての総合的な指導の展開

① 幼児期における遊びは、周囲の環境に様々な意味を発見し、様々な関わり方を発見するという性質があり、それ自体を目的にしているため、その遊びを中心とした幼稚園生活を展開する。

② 遊びの中で幼児が発達していく姿を様々な側面から総合的に捉え、幼稚園教育のねらいが総合的に実現するように、遊びの展開に留意し適切な指導を行う。

## (3) 一人一人の発達の特性に応じた指導の展開

① 幼児一人一人の発達の特性（見方、考え方、感じ方、関わりなど）と課題を理解し、その幼児らしさを損なわないように指導をすることを大切にす。

② 幼児の具体的な要求や行動の背景にあるものを推し量り、幼児が真に求めていることに即して必要な経験が得られるように援助する。

③ 教師の目の前に現れる幼児の姿は教師との関わりの下、現れてきている姿との基本姿勢をもち、幼児一人一人に応じたより適切な関わりができるようにする。

## (4) 幼稚園教育を通じた資質・能力の育成

① 生きる力の基礎となる資質・能力である「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を幼稚園の活動全体によって育むよう留意する。

② 幼稚園修了時の具体的な姿である、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮して指導を行う。

を十分に踏まえ、創意工夫を生かし特色ある教育課程を編成する。（具体的な編成方法については、幼稚園教育課程編成の手引き参照）

## (2) 指導計画の充実を図る

① 教育課程の実施に当たっては、幼児一人一人の発達の段階にふさわしい生活が展開されるように、具体的な指導計画を作成して適切な指導が行われるようにする。

② 教育活動全体を通して幼児期のキャリア教育の充実を図り、幼児一人一人が安心して自己発揮する中で、自分のよさに気づき、好きなことや得意なことを増やし、様々な活動に意欲と自信をもって取り組む姿勢を育むように指導計画を作成する。

③ 障害のある幼児の指導にあたり、家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための個別の指導計画、個別の支援計画を作成する。

④ 幼児の発達や指導過程についての保育記録を充実させるとともに、指導方法の工夫改善及び指導計画の見直しを図る。

## (3) 教育課程の評価・改善の充実を図る

① 幼稚園の実態に応じて重点目標を設定し、その目標を達成するために必要な取組や指標等を評価項目として設定し、自己点検・自己評価を行う。

② 学校評価の結果を保護者や地域の人々に積極的に公表するとともに、学校評価を生かした教育課程の改善を実施し、幼稚園教育の質の向上に努める。

## (4) 沖縄型幼児教育の推進を図る

① 公立幼稚園が結節点となり、私立幼稚園、保育所、認定こども園等の就学前教育施設間の連携を図るとともに、小学校との連携体制を構築し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続をめざす「沖縄型幼児教育」を推進する。

② 発達段階に応じた教育・保育内容やそれぞれの施設が持つ役割などを共通理解し、発達の連続性を確保し、質の高い幼児期の教育・保育の保障を図る。

③保幼小連絡協議会を設置し、保幼小合同研修会や幼児・児童の交流活動等を通して互いの教育に対する理解を深め、アプローチカリキュラムや保幼小連携年間計画を作成する。

<変更理由> 学習指導要領改訂に基づく変更

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
8	<p><b>2 教育課程の効果的な推進</b></p> <p>－ 生きる力の基礎を育むことを目指し、創意ある教育課程の編成及び実施 －</p> <p>幼稚園では、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に応じた適切な教育課程を編成する必要がある。</p> <p>そのために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や全体的な計画にも留意しながら教育課程を編成するとともに、カリキュラム・マネジメントに努めながら教育活動の質の向上を化張っていくことが大切である。</p> <p><b>(1)適切な教育課程を編成する</b></p> <p>①教育課程の編成に当たっては、法令や幼稚園教育要領に従い、全体的な計画にも留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて行う。</p> <p>②幼児の心身の発達を十分に踏まえるとともに、各幼稚園や地域の実態に応じた、特色ある教育課程を編成する。</p> <p><b>(2)指導計画の作成と充実を図る</b></p> <p>①教育課程の実施に当たっては、幼児一人一人の発達の段階にふさわしい生活が展開されるように、具体的な指導計画を作成して適切な指導が行われるようにする。</p> <p>②教育活動全体を通して幼児期のキャリア教育の充実を図り、幼児一人一人が安心して自己発揮する中で、自分のよさに気付き、好きなことや得意なことを増やし、様々な活動に</p>	<p><b>2 環境を通して行う教育の充実</b></p> <p>－ 心情、意欲、態度を育む人的・物的・空間的環境構成の充実 －</p> <p>幼児期は、生活の中で自分の興味や関心、欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎となる豊かな「心情」や、物事に自分からかかわろうとする「意欲」、健全な生活を営むために必要な「態度」などが培われる大切な時期である。</p> <p>このため、幼稚園においては、幼児が主体的に環境とかかわって十分に活動し、充実感や満足感を味わえるような人的・物的・空間的環境構成の充実を図ることが大切である。</p> <p><b>(1)幼児の主体的な活動を促す環境構成の充実を図る</b></p> <p>①幼児一人一人が安定した園生活を送ることができるよう、教師相互の共通理解のもと、教師と幼児の信頼関係、幼児同士の好ましい人間関係づくりをする。</p> <p>②幼児の興味や関心、欲求に応じて、幼児が自ら進んで働きかけることのできる素材の準備や、掲示物等を工夫する。</p> <p>③幼児の発達や活動の広がりに合わせて、安全に配慮しながら屋内や屋外における空間、遊具、用具等を配置し、活用する。</p> <p><b>(2)好奇心や探究心を刺激する環境構成の工夫を図る</b></p> <p>①「やってみたい」という意欲や「なぜ」「どうして」という疑問など、試行錯誤する姿を大切にし、じっくり取り組める場所や時間を確保する。</p> <p>②いろいろな素材との出会わせ方、幼児が素材に親しみイメージ豊かに遊ぶなど発展的な活動が展開される環境を工夫する。</p>

<p><u>意欲と自信をもって取り組む姿勢を育むように指導計画を作成する。</u></p> <p><u>③障害のある幼児の指導にあたり、家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための個別の指導計画、個別の支援計画を作成する。</u></p> <p><u>④幼児の発達や指導過程についての保育記録を充実させるとともに、指導方法の工夫改善及び指導計画の見直しを図る。</u></p> <p><u>(3)教育課程の評価・改善を図る（カリキュラム・マネジメントの実施）</u></p> <p><u>①園長の方針の下、幼稚園の実態に応じた重点目標の設定と教育課程の編成を行い、その重点目標を達成するために必要な取組や指標等を評価項目として、自己評価・学校関係者評価の実施・公表等を行う。</u></p> <p><u>②全教職員の協力体制の下、教育課程に基づき教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントを組織的かつ計画的に実施しながら、それを学校評価に生かすことで保護者や地域の幼児期の教育に関する理解が深まるようにする。</u></p> <p><u>(4)全体的な計画の作成</u></p> <p><u>①各幼稚園において編成された教育課程を中心に、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画や学校保健計画等を関連させた全体的な計画を作成し、1日の幼稚園生活を見通した教育活動が展開できるようにする。</u></p>	<p><u>③遊びや生活を通して様々なものとかかわらせることで、その性質やしぐみ、文字や数量等への興味や関心を高める環境を工夫する。</u></p> <p><u>④絵本などの読み聞かせを推進するとともに、図書コーナーや観察コーナーなど思考を広げる環境を工夫する。</u></p> <p><u>(3)豊かな生活体験のための環境の工夫を図る</u></p> <p><u>①家庭や地域と連携するとともに、地域の人材や自然、公共施設などを積極的に活用する。</u></p> <p><u>②「様々な人との出会い」「様々な世界との出会い」の中で、幼児の生活を広げ、人間関係を深めるとともに、感性を育む活動を推進する。</u></p> <p><u>③地域の行事や伝統芸能、文化財等、文化的活動へのかかわらせ方を工夫するとともに、伝承遊びなどの活動を推進する。</u></p>
<p>&lt;変更理由&gt; 学習指導要領改訂に基づく変更</p>	

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
9	<p><u>3 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続</u></p> <p><u>－「沖縄型幼児教育」の推進に向けた連携体制の構築－</u></p> <p><u>幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえて小学校教育が展開できるよう、幼稚園と小学校とが連携し、意見交換や合同研修等の機会を設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有しながら教育課程を編</u></p>	<p><u>3 遊びを通した総合的な指導の充実</u></p> <p><u>－幼児期の発達の特性を踏まえた指導の充実－</u></p> <p><u>幼児の遊びは、人・もの・こととかかわり、身体全体を使って様々な体験をするなど、発達の基礎を築く重要な学習である。従って、幼児期に身に付けた力が小学校以降の生活や学習の基盤になることを踏まえ、遊びの中で</u></p>

成するなど、幼稚園教育と小学校教育が円滑に接続できるようにすることが求められている。

本県においては、公立幼稚園が公立小学校に併設されてきた歴史的経緯の下、「発達や学びの連続性を踏まえた円滑な接続」を行うことを目的に「沖縄型幼児教育」が展開されてきた。その特長を生かし、今後も引き続き連携の充実を図ることが重要である。

#### (1) 接続のカリキュラムによる小学校教育との円滑な接続

① 幼稚園教育において育まれた資質・能力（「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」）は、小学校以降の生活や学習の基盤となることに留意しながら、就学前までの幼児期にふさわしい教育を展開する。

② 小学校における生活科を中心としたスタートカリキュラムを編成・実施することなどを通じて、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続が図られることに留意する。

③ 幼稚園、保育所、認定こども園間の互いの教育に対する理解を深めるために、保育参観や教育活動の交流、合同研修会などの様々な取り組みを推進する。

#### (2) 沖縄型幼児教育の推進を図る

① 公立幼稚園が結節点となり、私立幼稚園、保育所、認定こども園等の就学前教育施設間の連携を図るとともに、小学校との連携体制を構築し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続をめざす「沖縄型幼児教育」を推進する。

② 発達段階に応じた教育・保育内容やそれぞれの施設が持つ役割などを共通理解し、発達の連続性を確保し、質の高い幼児期の教育・保育の保障を図る。

③ 保幼小連絡協議会を設置し、保幼小合同研修会や幼児・児童の交流活動等を通して互いの教育に対する理解を深め、接続のカリキュラムや保幼小連携年間計画を作成する。

④ 幼児はすべての就学前施設を経て小学校へ入学することから、各市町村においては教育委員会と福祉部局が積極的に連携し、沖縄型

幼児が発達していく姿を様々な側面から総合的に捉える必要がある。

このため、幼稚園においては、幼児一人一人の実態を把握し、発達に必要な経験が得られる指導計画を作成し、遊びを通しての総合的な指導の充実を図ることが重要である。

#### (1) 幼児の実態を踏まえた援助の工夫を図る

① 心と体の健康は密接な関連があることを踏まえ、幼児が温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうなど、しなやかな心と体の発達を促す遊びや園生活を工夫する。

② 幼児が遊びを通して、音、色、形、手触り、動きなどに気付いたり、感じたことや考えたことを自分なりに表現したりするための援助を工夫する。

③ 年齢や個人差による幼児の発達の特性等を考慮するとともに、幼児一人一人の見方、考え方、感じ方、関わり方などに応じた、長期的な視野に立った援助を工夫する。

④ 幼児が互いにかかわりを深め、協同して遊ぶようになるための適切な援助を工夫する。

#### (2) 発達や学びの連続性をふまえた援助の工夫を図る

① 幼児の発達や学びの個人差に留意しつつ、幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の姿を具体的にイメージして、日々の教育を実践する。

② 幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度など「学びの基礎力」を培う。

③ 幼稚園の保育内容や幼稚園教育の特質が、家庭、地域、保育所、小学校等に理解され、それに基づいた取組が充実するよう連携の在り方を工夫する。



<p>幼児教育を推進することが大切である。その際、幼小接続コーディネーターを配置や連絡協議会の設置など、関係機関の連携を推進することが必要である。</p>	<p>(3) 幼児一人一人の発達に応じた援助の工夫を図る</p> <p>① 幼児一人一人の生活経験が異なることを考慮して、幼児の発達に必要な体験を意図的・計画的に取り入れるなど、個に応じたきめ細かな指導を行う。</p> <p>② 障害のある幼児の指導に当たっては、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。</p>
<p>&lt;変更理由&gt; 学習指導要領改訂に基づく変更</p>	

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
10	<p><b>4 園内研修の充実</b></p> <p>－実践的指導力の向上と幼児理解に基づく評価の実施－</p> <p>幼稚園教育においては、教師一人一人が幼児理解を深め、幼児の個性を重視し、幼児のよさや可能性に着目した幼児主体の教育の充実に努めることが大切である。</p> <p>このため、幼稚園においては、研修体制を確立するとともに、教師の実践的指導力などの専門性を高め、保護者や地域社会に信頼される幼稚園づくりの推進を図ることが重要である。</p> <p>(1) 研修体制の充実を図る</p> <p>① 園長、副園長（教頭、主任）等がリーダーシップを発揮し、計画的、組織的な研修体制を確立する。</p> <p>② 教育課程研究協議会や各種研修会等の研修成果を園内研修で共通理解するとともに、実践を共有化する。</p> <p>③ 障害のある幼児の支援に当たっては、ニーズに応じた適切な対応について家庭及び関係機関と連携しながら、正しい理解と必要な支援を図るための研修を工夫する。</p> <p>④ 単学級や少人数の幼稚園においては、近隣の幼稚園との合同研修等を行う。</p>	<p>4 基本的な生活習慣の形成</p> <p>－健康で安全な生活習慣を身に付け、自立心や道徳性の芽生えを培う指導の充実－</p> <p>幼児が、健康・安全で、豊かな生活をしていくためには、家庭や地域との連携を図り、健全な心身の基礎を培うことが大切である。また、幼児期においては、健康な生活のリズムやあいさつ、片付け、話す・聞く態度等の基本的な生活習慣を身に付けさせることも必要である。</p> <p>このため、幼稚園においては、個々の幼児の発達に応じた適切な援助を行い、家庭と連携して基本的な生活習慣や態度を身に付けさせるとともに、自立心や自尊心を育み、幼児期からの道徳性の芽生えを培うことが重要である。</p> <p>(1) 自立心を培い、健康で安全な生活習慣を身に付けさせる指導の充実を図る</p> <p>① 一人一人の幼児の発達の特性や行動の仕方及び考え方を理解するとともに、幼児の主体性を温かく見守るなど、発達の課題・適時性に応じた指導をする。</p> <p>② あいさつや片付け等の習慣化を図るため、教師自身がモデルとなるとともに、家庭と連携し、指導の工夫をする。</p> <p>③ 伸び伸び体を動かして遊ぶことにより体の諸機能の発達を促すとともに、身の回りを清潔にし、衣服の着脱などができる指導の工夫をする。</p> <p>④ 園生活の中で、危険な遊び方や場所、災害</p>

	<p>時などの行動の仕方がわかり、安全に気を付けて行動できるよう指導の工夫をする。</p> <p>⑤和やかな雰囲気の中で、教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わう活動を推進する。</p>
<p>(2)実践的な研修の充実を図る</p> <p>①保育実践においては、保育記録を基に教師間で日常的な情報交換を行うとともに、保育カンファレンス等を通して幼児理解を深める。</p> <p>②幼児を理解するためには、教師のかかわり方にも目を向けることが重要であり、日々の保育反省と評価を行う。</p> <p>③実践事例研究や保育実践記録ビデオを活用するなど、効果的な研修となるよう研修内容を工夫する。</p> <p>④指導主事や外部講師等を招聘した研究保育等を積極的に行い、教師の資質向上に努める。</p>	<p>(2)道徳性の芽生えを培う指導の工夫を図る</p> <p>①遊びや日常生活の中で教師や友だちとのかわりを通して、互いによりよく生活するためにやってよいことや悪いことがあることに気付かせ、幼児なりに考えて行動できるよう指導する。</p> <p>②身近な動植物に親しむことを通して、世話をすることの喜びを味わわせ、いたわる気持ちを育み、生命の尊さなどに気付かせる指導を工夫する。</p> <p>③一人一人の発達の特性及び個のよさを生かした仲間づくりや学級集団を形成しながら、きまりを守ったり、我慢をしたり、友だちを思いやる等、人と関わる力などの道徳性の芽生えを培う援助を工夫する。</p> <p>④ルールを決めて遊ぶとより楽しく遊べることを感じる体験などを重ねながら、決まりの必要性に気付く援助を工夫する。</p>
<p>(3) 幼児理解に基づいた評価の実施</p> <p>①評価の実施に当たっては、指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、比較や一定の基準に対する達成度等の評定で捉えるものではないことに留意しながら、一人一人のよさや可能性などを把握するとともに、今後の指導の改善に生かすことをようにする。</p> <p>②評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度または小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにする。</p>	<p>(3) 家庭や地域、保育所、小学校等との緊密な連携と共通理解を図る</p> <p>①基本的な生活習慣の形成に当たっては、具体的なねらい・内容、指導方法等に関する全職員の共通理解を図り指導の充実を図る。</p> <p>②保護者との日常的なかかわりを大切にし、園だよりや連絡ノート、保育参観、学級懇談、個人面談等を通して家庭との連携を密にする。</p> <p>③幼・保の保育参観や幼・小相互の積極的な交流等、さまざまな取組を通じて、互いの教育に対して理解を深めるための連携を工夫する。</p> <p>④保護者をはじめ地域の人々にも利用できる場を提供するとともに、地域の実情に応じて子育て講座や子育て相談の実施等、幼児教育に関するネットワークづくりを推進し、家庭や地域と連携して進める。</p>
<p>&lt;変更理由&gt; 学習指導要領改訂に基づく変更</p>	

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
11	<p><u>5 子育ての支援体制の充実</u> <u>ー地域における幼児期の教育のセンターとしての役割推進ー</u></p> <p><u>幼児が健康・安全で豊かな生活をしていくためには、家庭や地域との連携を図り、健全な心身の基礎を培うことが大切である。</u> <u>このため、幼稚園の運営に当たっては子育ての支援のために保護者や地域の人々に施設等を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力を配慮することや、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取り組みを進めるなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすことが求められている。</u></p> <p><u>(1)「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」の計画作成</u> <u>①「教育課程に係る教育時間終了後に希望するものを対象に行う教育活動」については、教育課程に基づく活動を考慮しながら、幼児期にふさわしい無理のないものとし、教育課程に基づく活動を担当する教師と密接な連携を図る。</u> <u>②地域の実情や保護者の事情とともに、幼児の生活リズムを踏まえつつ、実施日数や時間などについて弾力的な運用を考慮する。</u> <u>③幼児の生活全体が豊かなものとなるように、家庭や地域における幼児期の教育の支援に努め、市町村教育行政及び保護者との緊密な連携を図る。</u></p> <p><u>(2)地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る</u> <u>①幼稚園が、地域における「幼児期の教育のセンター」としての役割を果たすよう、園内の体制整備をするとともに、関係機関と連携しながら地域の実情に応じた子育て支援を行う。</u> <u>②幼児の社会性や豊かな人間性を育むため、地域の人材を積極的に活用する。</u> <u>③保護者をはじめ、地域の人々も利用できる場を提供するとともに、地域の実情に応じて子育て講座や子育て相談の実施等、幼児教育</u></p>	<p><u>5 園内研修の充実</u> <u>ー実践的指導力の向上と信頼される幼稚園づくりの推進ー</u></p> <p><u>幼稚園教育においては、教師一人一人が幼児理解を深め、幼児の個性を重視し、幼児のよさや可能性に着目した幼児主体の教育の充実に努めることが大切である。</u> <u>このため、幼稚園においては、研修体制を確立するとともに、教師の実践的指導力などの専門性を高め、保護者や地域社会に信頼される幼稚園づくりの推進を図ることが重要である。</u></p> <p><u>(1)研修体制の充実を図る</u> <u>①園長、副園長（教頭、主任）等がリーダーシップを発揮し、計画的、組織的な研修体制を確立する。</u> <u>②教育課程研究協議会や各種研修会等の研修成果を園内研修で共通理解するとともに、実践を共有化する。</u> <u>③障害のある幼児の支援に当たっては、ニーズに応じた適切な対応について家庭及び関係機関と連携しながら、正しい理解と必要な支援を図るための研修を工夫する。</u> <u>④単学級や少人数の幼稚園においては、近隣の幼稚園との合同研修等を行う。</u></p> <p><u>(2)幼児理解を深め、実践的な研修の充実を図る</u> <u>①保育実践においては、保育記録を基に教師間で日常的な情報交換を行うとともに、保育カンファレンス等を通して幼児理解を深める。</u> <u>②幼児を理解するためには、教師のかかわり方にも目を向けることが重要であり、日々の保育反省と評価を行う。</u> <u>③反省・評価をする際には、幼児を他の幼児と比較し、優劣を付けて評価するのではなく、幼児の発達の理解が適切であったか、また、</u></p>

<p>に関するネットワークづくりを推移し、家庭や地域と連携した取り組みを進める。</p> <p>④身近な地域への親しみや興味・関心を高めるため、地域の行事や伝統芸能、文化財等、文化的活動への係らせ方を工夫するとともに、伝承遊びなどの活動を推進する。</p>	<p>ねらいや内容の設定、環境の構成、教師の援助が適切であったかということを中心として行う。</p> <p>④実践事例研究や保育実践記録ビデオを活用するなど、効果的な研修となるよう研修内容を工夫する。</p> <p>⑤指導主事や外部講師等を招聘した研究保育等を積極的に行い、教師の資質向上に努める。</p> <p>—</p> <p>(3) 地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る</p> <p>①幼稚園が、地域における「幼児期の教育のセンター」としての役割を果たすよう、園内の体制整備をするとともに、関係機関と連携しながら地域の実情に応じた子育て支援を行う。</p> <p>②幼児の社会性や豊かな人間性を育むため、地域の人材を積極的に活用する。</p> <p>③「教育課程に係る教育時間終了後に希望するものを対象に行う教育活動」については、家庭や地域での幼児の生活を考慮して教育活動の計画を作成し、市町村教育行政及び保護者との緊密な連携を図る。</p>
<p>&lt;変更理由&gt; 学習指導要領改訂に基づく変更</p>	

【 II 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における指導の努力事項 】

《 1 教育課程の効果的な推進（小・中学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
15	<p>(1) 教育課程編成の原則を踏まえる</p> <p>⑤「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校の教育目標や教育内容を学校と地域が共有し、連携・協働して学校運営の充実を図る。</p> <p>(2) 教育課程編成・実施に係る指導計画（学校経営計画書・各教科等年間指導計画）の充実を図る</p> <p>⑥教育課程に基づき、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図るため、全校体制で各学校の特色を活かしたカリキュラム・マネジメントに努める。</p>	記述なし
<p>&lt;変更理由&gt; 学習指導要領改訂に基づく変更</p>		

《 1 教育課程の効果的な推進（高等学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
16	すべて変更	
＜変更理由＞ 学習指導要領改訂に基づく変更		

《 1 教育課程の効果的な推進（特別支援学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
17	<p>一 障害の状態，発達の段階及び特性等を考慮し，生きる力を育み，<u>社会と連携・協働しながら，よりよい社会を創る</u>特色ある教育課程の編成及び実施 ー</p> <p>～障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を十分考慮して，<u>社会に開かれた</u>教育課程を編成し，</p> <p>(1) 社会の変化や幼児児童生徒の障害の重度・重複化，多様化などに対応し，障害のある子ども一人一人の教育的ニーズ<u>や学びの連続性</u>に応じた適切な教育や必要な支援の充実</p> <p>① 障害の重度・重複化，多様化への対応 ア 障害の重度・重複化，発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため，「自立活動」の指導内容として，<u>「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」</u>等を規定する。</p> <p>② 一人一人に応じた指導の充実 ア すべての幼児児童生徒について，<u>指導すべき課題を明確にして</u>，各教科にわたる「個別の指導計画」を<u>活用するとともに，P D C Aサイクルを確立し，適切な指導を行う。</u> イ <u>家庭及び地域並びに医療，福祉，保健，労働等の業務を行う関係機関との連携を図り，長期的な視点で幼児児童生徒への教育的支援を行うために，個別の教育支援計画を活用し，切れ目ない支援に活かす。</u></p> <p>③ 自立と社会参加に向けた<u>キャリア教育・生涯学習</u>の充実 ア <u>幼稚部・小学部・中学部段階からのキャリア教育の充実を図る。</u> イ <u>生涯学習への意欲を高めることや生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ，</u></p>	<p>一 障害の状態，発達の段階及び特性等を考慮し，生きる力を育み，<u>創意工夫を生かした</u>特色ある教育課程の編成及び実施 ー</p> <p>～障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を十分考慮して，<u>適切な</u>教育課程を編成し，</p> <p>(1) 社会の変化や幼児児童生徒の障害の重度・重複化，多様化などに対応し，障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援の充実</p> <p>① 障害の重度・重複化，多様化への対応 ア 障害の重度・重複化，発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため，「自立活動」の指導内容として，<u>「他者とのかわりの基礎に関すること」</u>を規定する。</p> <p>② 一人一人に応じた指導の充実 ア すべての幼児児童生徒について，各教科にわたる「個別の指導計画」を<u>作成することを義務付ける。</u> イ <u>教育，医療，福祉，労働等の関係機関が連携し，一人一人のニーズに応じた支援を行うためすべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付ける。</u></p> <p>③ 自立と社会参加に向けた<u>職業教育</u>の充実 ア 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における職業教育を充実するため，高等部の専門教科として「福祉」を新設した。 イ <u>地域や産業界と連携し，「職業教育や進路指導の充実を図ることを規定する。</u></p>

豊かな生活を営むことができるよう配慮する。

④ 交流及び共同学習の推進

障害のある子供と障害のない子供との心のバリアフリーのための交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことを規定する。

⑤ 学びの連続性を重視した対応

多様な学びの場における教育課程の連続性を確保し、特別支援学校（知的障害）の各教科の目標・内容について、小学校等の各教科と同じ視点や手続きで見直し、双方の各教科の目標や内容を照らし、関連を整理する。

2) 障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズに応じていくための教育課程の工夫

① 個々の発達の段階や障害の状態に即した各教科及び自立活動の目標と内容を具現化する。

②

③ 総合的な学習の時間の充実のため、児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、補助用具や補助的手段、コンピュータ等の情報機器を適切に活用するなど学習活動が効果的に行われるよう配慮する。また、知的障害である生徒については、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるよう配慮する。

④ 学校評価の充実のため、教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立する。

■関連資料■

◎ 『特別支援学校教育要領学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）』文部科学省 平成30年

④ 交流及び共同学習の推進

障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことを規定する。

(2) 障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズに応じていくための教育課程の工夫

①～③ 削除（①のイは、②としてそのまま）

■関連資料■

◎ 『特別支援学校学習指導要領解説（幼稚部、小学部・中学部）』文部科学省 平成29年

- <変更理由>
- ・学習指導要領改訂に基づく変更
  - ・「総合的な学習の時間」並びに「学校評価」に関する内容の挿入
  - ・関連資料の出版年等の変更

《 2 学習指導の工夫・改善・充実（小・中学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
18	<p>－ <u>「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた</u>指導体制や指導方法の確立－</p> <p>（前文） 学校においては、～『学力向上推進プロジェクト』や『<u>「問い」が生まれる授業サポートガイド</u>』を活用して～</p> <p>(2) 指導方法の改善・充実を図る ① 『学力向上推進プロジェクト』や『<u>「問い」が生まれる授業サポートガイド</u>』を活用して、日頃の授業を見直し、授業改善を図る。</p> <p><u>(4) 削除</u></p>	<p>－ <u>「わかる授業」の構築における</u>指導体制や指導方法の確立－</p> <p>学校においては、～『学力向上推進プロジェクト』や『<u>わかる授業 Support Guide</u>』を活用して～</p> <p>(2) 指導方法の改善・充実を図る ① 『学力向上推進プロジェクト』や『<u>わかる授業 Support Guide</u>』、『<u>授業づくりの基本事項</u>』を活用して、日頃の授業を見直し、授業改善を図る。</p> <p><u>(4) 『学力向上推進プロジェクト』の推進を図る</u> ① <u>本県学力向上の取組の重点を「授業改善」におく。</u> ② <u>「確かな学力」の向上のため、授業改善6つの方策をもとに取組を進める。</u></p>
<p>&lt;変更理由&gt; 実情に合った文言、内容への変更</p>		

《 2 学習指導の工夫・改善・充実（高等学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
19	すべて変更	
<p>&lt;変更理由&gt; 学習指導要領改訂に基づく変更</p>		

《 2 学習指導の工夫・改善・充実（特別支援学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
20	<p>－ 個々のニーズに応じて、自立し社会参加する力の育成を重視した、<u>育成すべき資質・能力</u>、『<u>主体的・対話的で深い学び</u>』の視点を踏まえた指導の充実－</p> <p>幼児児童生徒が可能な限り自立し社会参加を図るため、各学部系統性・一貫性のある教育課程を編成し<u>生きて働く知識・技能</u>の定着と、<u>未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力の育成</u>をはじめ、<u>学びに向かう力</u></p>	<p>－ 個々のニーズに応じて、自立し社会参加する力の育成を重視した、<u>基礎的・基本的内容の指導の徹底</u>－</p> <p>幼児児童生徒が可能な限り自立し社会参加を図るため、各学部系統性・一貫性のある教育課程を編成し<u>基礎的・基本的事項</u>の定着と<u>基本的な生活習慣の形成</u>をはじめ、<u>社会性や勤労への意欲</u>が培われるよう指導内容の改善</p>

・人間の涵養が培われるよう指導内容の改善  
・充実に努めることが重要である。

・充実に努めることが重要である。

(1) 育成すべき資質・能力の指導の徹底を図る

(1) 基礎的・基本的事項の指導の徹底を図る

① 障害に応じた育成すべき資質・能力を設定する。

① 障害に応じた基礎的・基本的事項を設定する。

ア 視覚障害教育においては、各教科等の育成すべき資質・能力を精選・重点化するとともに、

ア 視覚障害教育においては、各教科等の基礎的・基本的事項を精選・重点化するとともに、

イ 聴覚障害教育においては、各教科等の育成すべき資質・能力を精選・重点化するとともに、

イ 聴覚障害教育においては、各教科等の基礎的・基本的事項を精選・重点化するとともに、

ウ ～「経済生活及び職業生活への適応」の観点から各教科等の内容について具体的に～。  
高等部単独設置校においては、職業自立に向けて、各教科の育成すべき資質・能力の指導を徹底し、職業人としての基礎的な知識、技能、実践的態度の育成及び専門的な職業技能を身に付けさせる。

ウ ～「経済生活及び職業生活への適応」の観点から各教科等の内容より具体的に～。  
高等部単独設置校においては、職業自立に向けて、各教科の基礎的・基本的事項の指導を徹底し、職業人としての基礎的な知識、技能、実践的態度の育成及び専門的な職業技能を身に付けさせる。

エ 肢体不自由教育においては、障害の重度・重複化、多様化に応じた教育課程の編成を積極的に図り、育成すべき資質・能力の指導の徹底、

エ 肢体不自由教育においては、障害の重度・重複化、多様化に応じた教育課程の編成を積極的に図り、基礎的・基本的事項の指導の徹底、

オ 病弱教育においては、各教科の内容を適切に精選し、育成すべき資質・能力の指導に重点を置くとともに、

オ 病弱教育においては、各教科の内容を適切に精選し、基礎的・基本的事項の指導に重点を置くとともに、

(3) 個別の教育支援計画の活用を図る

(3) 個別の教育支援計画の作成・活用を図る

幼児児童生徒一人一人の実態に応じ長期的な視点で的確な教育的支援を行うため、個別の教育支援計画の作成・活用を図り、家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の関係機関と適切に連携しながら指導の改善・充実を図る。

幼児児童生徒一人一人の実態に応じ長期的な視点で的確な教育的支援を行うため、個別の教育支援計画の作成・活用を図り、家庭及び地域、福祉、医療、労働等の関係機関と適切に連携しながら指導の改善・充実を図る。

(4) 特別支援学校の学習指導の充実を図る

(4) 特別支援学校の学習指導の充実を図る

① 複数の障害種に対応する特別支援学校における教育の一層の改善・充実を図る。

複数の障害種別に対応する特別支援学校における教育の一層の改善・充実を図る。

② 重複障害者の学習指導の充実を図る。

■ 関連資料 ■

■ 関連資料 ■

◎ 『特別支援学校教育要領学習指導要領解説総則編(幼稚部・小学部・中学部)』 文部科学省 平成30年

◎ 『特別支援学校学習指導要領解説(幼稚部、小学部・中学部)』 文部科学省 平成29年

<変更理由> ・学習指導要領改訂に基づく変更  
・関連資料の出版年等の変更



《 3 道徳教育の充実（小・中学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
21	<p>（前文）            このため、<u>学校における道徳教育は、道徳性を養う道徳教育を、特別の教科である道徳（道徳科）を要として学校の教育活動全体を通じて計画的・発展的に指導することが必要である。また、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達の段階を考慮して適切な指導を行うことに留意する。</u></p>	<p>このため、学校においては、児童生徒の発達の段階に応じて、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を培う道徳教育を、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて計画的・発展的に指導することが必要である。特に、道徳教育として取り扱う機会が十分でない内容項目の指導を補うことや、児童生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意する。</p>
<p>&lt;変更理由&gt; 指導要領改訂に伴う新たな学校体制の視点から文言を挿入</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
21	<p>(1)<u>道徳教育の指導体制と全体計画作成</u>を通じて道徳教育の実践を図る            （以下、全変更）  <u>①校長は道徳教育の改善・充実を視野におきながら、諸課題を踏まえ、学校教育との関わりで道徳教育の基本的な方針等を明確にすること。また、校長の明確な方針と道徳教育推進教師の役割を明確化し、全教師が指導力を発揮し協力して展開できる指導体制を整えること。</u>  <u>②学校や地域の実態に応じた有効で具体性のある全体計画、年間指導計画（別業を含む）を作成し、それに基づいた実践を全教師が積極的に関わりながら協力して展開する。</u>  <u>③各教科等は、各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で道徳性が養われることを考え、見通しを持って指導すること。その際、道徳教育と各教科等の目標内容及び教材との関わりや学習活動や学習態度の配慮すること。</u>  <u>④各教科等における道徳教育については、それぞれの特質に応じて適切に指導すること。</u></p> <p>(2)<u>指導内容の重点化を図る</u>  <u>①学校としての重点目標を明確にし、発達の段階に応じた指導内容の重点化を図り、全教師が道徳教育の方向性を共有することで、一</u></p>	<p>(1)学校の教育活動全体を通じて道徳教育の実践を図る  <u>①校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心とし、全教師による指導体制を整え、学校や地域の実態に応じた有効で具体性のある全体計画、年間指導計画（別業を含む）を作成し、それに基づいた実践を全教師が協力して展開する。</u>  <u>②学校としての重点目標を明確にし、発達の段階に応じた指導内容の重点化を図り、全教師が道徳教育の方向性を共有することで、一層効果的な指導に努める。</u>  <u>③各教科等で、それぞれの特性に応じた道徳の内容を適切に指導するとともに、学習が児童生徒の生き方に直接かかわっていることを実感させるなど、共に学ぶ楽しさや自己の成長に気付かせる指導を展開する。</u>  <u>④児童生徒が身に付ける道徳の内容を表した「私たちの道徳」（文科省）を教育活動の様々な場面で活用する。</u></p> <p>(2)道徳科の充実を図る  <u>①各学年の道徳科の「年間指導計画」及び「3・4・5週分の指導略案」を作成する。</u></p>

層効果的な指導に努める。

②小学校においては、自立心や自律性、生命を尊重する心や思いやりの心を育てることなど、各学年を通じて留意すること。

中学校においては、小学校における指導内容を発展させながら、自らの弱さを克服して気高く生きようとする心、法やきまりの意義理解、社会参画への意欲、伝統文化の尊重、我が国と郷土を愛する心、国際理解等を身に付けさせること。

③各学年を通じて配慮することに加え、小学校の各学年段階においては、次の事項に留意する。

○1, 2学年においては、基本的な生活習慣、善悪の判断、社会のきまりを守ること。

○3, 4学年においては、善悪の判断、協力、集団の社会のきまりを守ること。

○5, 6学年においては、相手の立場を理解する、法やきまりの意義理解、集団生活の充実、伝統文化の尊重、我が国と郷土を愛する心、他国を尊重すること。

(3)豊かな体験活動の充実といじめの防止を図る

①学校や学級内の人間関係を整えるとともに、集団宿泊活動、職場体験活動やボランティア、自然体験活動、地域行事への参加などの豊かな体験活動の充実に努める豊かな体験活動の充実に努めるとともに、自他の人権を尊重する態度を培う。

②道徳教育の指導や体験活動を日常生活にも生かされるようし、特にいじめの防止や安全確保といった課題についても児童生徒が主体的に関わることができるようにしていくこと。

②年間指導計画、指導略案、教材等について、学年の協働体制による定期的な検討及び評価の場を設定する。

③児童生徒自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したりこれからの課題や目標を見つけたりすることができるよう、主体性を養うための指導を行う。

④多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力を育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること。

⑤道徳の特質を理解し、教師と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係を基盤にしながら、問題解決的な学習、体験的な活動など多様な指導方法を取り入れた授業を工夫する。

⑥情報モラルや持続可能な発展を巡る現代的な課題など、答えが定まっていない課題を多面的・多角的視点から考え続ける姿勢を育てること。その際、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにする。

⑦学校重点目標等に関連つけた内容項目が教科書教材では不足する場合や補充する場合、「私たちの道徳」(文科省)や「道徳教育用郷土資料(守礼)」や「道徳実践活動学習教材」等の地域教材、これまで学校で作成し校長の承認を得て利用してきた自作教材等を活用する。

⑧教員の資質・力量を高めるため、授業力を向上させる研究会を実施する。

(3)家庭・地域社会との緊密な連携を図る

①家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることに努める。

②教師及び保護者の道徳教育に対する意識の高揚を図るため、道徳科の授業を保護者や地域に公開する。

③地域と学校・家庭とを結ぶあいさつや声かけ等、地域ぐるみの「凡事徹底」を推進する。

<p>(4)家庭・地域社会との緊密な連携を図る</p> <p>①教師及び保護者の<u>道徳教育に対する意識の高揚を図るため、道徳教育の実情を説明したり、児童生徒のよさや成長などを知らせる情報交換会を定例化したり、学校・家庭・地域の願いを交流したりする機会を設定する。また、学校協議員制度などを活用することも考えられる。</u></p> <p>②<u>家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることに努める。</u></p>	
<p>&lt;変更理由&gt; 学習指導要領の改訂に伴い、道徳教育の充実に係る点に絞った変更</p>	

《 3 道徳教育の充実（高等学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
22	<p>（前文）</p> <p><u>高等学校における道徳教育は、学校の教育活動全体で人間としての在り方生き方に関する教育を通して行うことによりその充実を図るものとし、各教科・科目、総合的な探究の学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて実施するものである。特に公民科に新たに必修科目として設けた「公共」及び新たに選択科目となった「倫理」並びに特別活動にはそれぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを中核的な指導の場面として重視し、道徳教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要がある。</u></p> <p><u>また、各学校においては、道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開することが重要である。特に、小・中学校と異なり、道徳科が設けられていない高等学校では、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を軸としながら、ホームルーム担任である教師だけでなく全教師が道徳教育の担当であるという意識で推進する必要がある。</u></p> <p>■関連資料■</p> <p>◎『高等学校学習指導要領解説 総則編』 文部科学省 平成30年</p> <p>◎『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』 文部科学省 平成29年</p>	<p><u>また、高等学校においては、小・中学校と異なり道徳の時間が設けられていないため、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の指導のための配慮が特に必要である。</u></p> <p><u>このため、高等学校における道徳教育では、全教師が協力して道徳教育を展開するための全体計画を作成し、公民科やホームルーム活動を中心に各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うことが必要である。</u></p> <p>■関連資料■</p> <p>◎『高等学校学習指導要領解説 総則編』 文部科学省 平成21年</p> <p>◎『中学校学習指導要領解説 道徳編』 文部科学省 平成20年</p>
<p>&lt;変更理由&gt; ・学習指導要領改訂に基づく変更 ・関連資料の出版年等の変更</p>		

《 3 道徳教育の充実（特別支援学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
22	<p>－ <u>自立した人間として他者と共によりよく生きるための「豊かな心」を育む</u> － （前文） <u>道徳教育では、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標に、その指導の充実を図るよう努める。</u></p> <p>(2)各教科、各領域等との関連を図る <u>道徳科はもとより、</u>各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、<u>学校の教育活動全体を通じて豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や道徳的実践を主体的に行うことができるように</u>する。</p> <p>(4)<u>人間としての生き方を考えるよう指導方法を工夫する</u> <u>自ら生きる意味や自己の存在価値に関わることについて、全人格をかけて取り組み、人としてよりよく生きる上で大切なものは何か、自分はどのように生きるべきかなどについて、自身が自己を見つめ、自らの生き方を育むようにする。</u></p> <p>(5)児童生徒の実態に応じた指導計画を作成する ①（2段落）また、～中学部における道徳科との関連を図り、 ■関連資料■ ◎『特別支援学校<u>教育要領</u>学習指導要領解説<u>総則編</u>（幼稚部・小学部・中学部）』文部科学省 平成<u>30</u>年</p>	<p>－ <u>基本的な生活態度の・生活習慣形成により「豊かな心」を育む</u> －</p> <p>また、自立し、社会参加を図るためには、<u>基本的な生活習慣の形成が不可欠であり、学校教育においても、その指導の充実を図るよう努める必要がある。</u></p> <p>(2)各教科、各領域等との関連を図る 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、<u>学校全体が一体となって豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるようにする。</u></p> <p>(4)<u>基本的な生活習慣の形成を図る</u> <u>日常生活における、あいさつ、服装、整理・整頓、清潔の保持などの基本的な行動が、時と場所に即して適切に行うことができるように努める。</u></p> <p>(5)児童生徒の実態に応じた指導計画を作成する ①（2段落）また、～中学部における道徳との関連を図り、 ■関連資料■ ◎『特別支援学校学習指導要領解説（幼稚部、小学部・中学部）』文部科学省 平成<u>29</u>年 ◎『特別支援学校学習指導要領』文部科学省 平成<u>21</u>年</p>
<p>&lt;変更理由&gt; ・学習指導要領改訂に基づく変更 ・関連資料の出版年等の変更 ・関連資料の削除</p>		

《 4 健やかな心と体を育む教育の充実（小・中学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
24	<p>また、体育・スポーツ活動に関する指導については、心と体を一体としてとらえ、<u>生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなス</u></p>	<p>また、体育・スポーツ活動に関する指導については、心と体を一体としてとらえ、<u>生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てる</u></p>

	<u>スポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指し、</u> 学習指導の工夫・改善を図る必要がある。	<u>とともに、豊かなスポーツライフの基礎を培う観点に立ち、</u> 学習指導の工夫・改善を図る必要がある。
＜変更理由＞ 学習指導要領の目標に訂正		

頁	平成31年度（変更後）	平成30年度（変更前）
24	④保健分野においては、保健の思考力・判断力・ <u>表現力</u> 等の育成を目指して、課題や解決の方法を見付けたり選んだりできるなど、知識を活用する学習活動の工夫に努める。	④保健分野においては、保健の思考力・判断力等の育成を目指して、課題や解決の方法を見付けたり選んだりできるなど、知識を活用する学習活動の工夫に努める。
＜変更理由＞ 学習指導要領の育成する資質・能力に訂正		

《 4 健やかな心と体を育む教育の充実（高等学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
25	また、体育・スポーツ活動に関する指導については、心と体を一体として捉え、 <u>生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を育成することを目指し、</u> 学習指導の工夫・改善を図る必要がある。	また、体育・スポーツ活動に関する指導については、心と体を一体として捉え、 <u>生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる観点に立ち、</u> 学習指導の工夫・改善を図る必要がある。
＜変更理由＞ 学習指導要領の目標に訂正		

《 4 健やかな心と体を育む教育の充実（特別支援学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
26	また、体育・スポーツ活動に関する指導については、心と体を一体としてとらえ、 <u>生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指し、</u> 学習指導の工夫・改善を図る必要がある。	また、体育・スポーツ活動に関する指導については、心と体を一体としてとらえ、 <u>生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、豊かなスポーツライフの基礎を培う観点に立ち、</u> 学習指導の工夫・改善を図る必要がある。
＜変更理由＞ 学習指導要領の目標に訂正		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
26	①幼児児童生徒一人一人の身体的・精神的な発達の状況を把握し、 <u>学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。</u>	①幼児児童生徒一人一人の身体的・精神的な発達の状況を把握し、 <u>その実態に応じた運動種目の選定や指導時期等を考慮し、年間指導計画の作成と指導内容の充実に努める。</u>

<p>③<u>幼児児童生徒の十分な学びを確保し、一人一人の幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させるよう努める。</u></p>	<p>③<u>学校の教育活動全体を通して、体育・スポーツ活動の実践の機会を増やすよう努める。</u></p>
<p>&lt;変更理由&gt; 小学校新学習指導要領解説体育編の指導計画と内容の取扱いの内容に訂正</p>	

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
26	<p>⑤保健分野においては、保健学習における思考力・判断力・<u>表現力</u>等の育成を目指して、課題や解決の方法を見付けたり選んだりできるなど、知識を活用する学習活動の展開に努める。</p>	<p>⑤保健分野においては、保健学習における思考力・判断力等の育成を目指して、課題や解決の方法を見付けたり選んだりできるなど、知識を活用する学習活動の展開に努める。</p>
<p>&lt;変更理由&gt; 学習指導要領の育成する資質・能力に訂正</p>		

《 5 生徒指導の充実（小・中） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
27	<p>（前文） ～同時に社会的な<u>資質・能力や態度</u>を～さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・<u>能力</u>を形成</p>	<p>～同時に社会的な<u>資質や能力・態度</u>を～さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・<u>態度</u>を形成</p>
<p>&lt;変更理由&gt; 生徒指導の定義等について国立教育政策研究所等から示されている文言の視点から変更</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
27	<p>（前文） そのために、<u>校長をリーダーとし、全ての教育活動</u>においては、</p>	<p>そのために、教育活動においては、</p>
<p>&lt;変更理由&gt; 中教審答申等で求められている新たな学校体制の視点から文言を挿入</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
27	<p>(1) 児童生徒個々への対応の充実を図る ① 児童生徒間，児童生徒と教師<u>間</u>の共感的人間関係を築く</p>	<p>① 児童生徒間，児童生徒と教師の共感的人間関係</p>
<p>&lt;変更理由&gt; 生徒指導の定義等について国立教育政策研究所等から示されている文言の視点から挿入</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
27	(2)学校全体としての取組の充実を図る ① <u>（校長をリーダーとし、）</u> 「チームとしての学校」の視点から生徒指導部会等，校内組織を基盤とした教職員 <u>及び関係機関と</u> の連携の充実を努める。	①校長をリーダーとし，「チームとしての学校」の視点から生徒指導部会等，校内組織を基盤とした教職員の連携の充実を努める。
<p>&lt;変更理由&gt; 削除文は本稿のリード文に挿入。中教審答申等で求められている新たな学校体制の視点から文言を挿入</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
27	<p>■ 関連資料 ■</p> <p>◎ 『<u>いじめ対策に係る事例集</u>』 文部科学省 <u>平成30年</u></p>	<p>◎ 『沖縄県いじめ対応マニュアル～改訂版～』 沖縄県教育委員会 平成29年</p> <p>◎ 『不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）』 文部科学省 平成28年</p> <p>◎ 『生徒指導リーフシリーズ』、『生徒指導リーフ増刊号』 国立教育政策研究所 平成24年～</p> <p>◎ 『生徒指導支援資料1～6』（いじめ関係資料） 国立教育政策研究所 平成21年～</p> <p>◎ 『生徒指導提要』 文部科学省 平成22年</p> <p>◎ 『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』 文部科学省 毎年度実施</p>
<p>&lt;変更理由&gt; 文部科学省の最新資料の追加</p>		

《 5 生徒指導の充実（高等学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
28	<p><u>SNS等を介した性の逸脱行為等</u></p> <p>◎ 『県立学校生徒指導の手引き』（生徒指導の参考書） 沖縄県教育委員会 平成<u>30</u>年</p> <p>◎ 『沖縄県高校生ちゅらマナーハンドブック』（生徒の自主編集） <u>（毎年実施）</u></p> <p>◎ 『沖縄県いじめ防止基本方針』 沖縄県 平成<u>30</u>年</p>	<p><u>出会い系サイト等に絡む性の逸脱行為</u></p> <p>◎ 『県立学校生徒指導の手引き』（生徒指導の参考書） 沖縄県教育委員会 平成<u>27</u>年</p> <p>◎ 『沖縄県高校生ちゅらマナーハンドブック』（生徒の自主編集） <u>平成27年</u></p> <p>◎ 『沖縄県いじめ防止基本方針』 沖縄県 平成<u>26</u>年</p>
<p>&lt;変更理由&gt; ・ 出会い系サイト以外のLINEやツイッターなど、さまざまなソーシャル・ネットワークング・サービス（SNS）が利用されるようになったため ・ 関係資料の改訂や改正に伴う変更</p>		

《 5 生徒指導の充実（特別支援学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
29	<p>（前文） このため、学校においては、特別支援学校 <b>教育要領</b> 学習指導要領及び～</p> <p>(1) 生徒指導・教育相談体制の確立を図る ③ いじめの<b>未然防止</b>や不登校等の学校不適応問題、またはネット被害防止は、速やかに、適切な指導・対応を行うとともに、学校における教育相談体制の充実を図る。<b>（「学校いじめ防止基本方針」の実施及び評価）</b></p> <p>■関連資料■ ◎『県立学校生徒指導の手引き』（生徒指導の参考書）沖縄県教育委員会 平成30年 ◎『特別支援学校 <b>教育要領</b> 学習指導要領解説 <b>総則編</b>（幼稚部・小学部・中学部）』文部科学省 平成30年</p>	<p>このため、学校においては、特別支援学校学習指導要領及び～</p> <p>(1) 生徒指導・教育相談体制の確立を図る ③ いじめや不登校等の学校不適応問題、またはネット被害防止は、速やかに、適切な指導・対応を行うとともに、学校における教育相談体制の充実を図る。</p> <p>■関連資料■ ◎『県立学校生徒指導の手引き』（生徒指導の参考書） 沖縄県教育委員会 平成23年 ◎『特別支援学校学習指導要領（幼稚部、小学部・中学部）』文部科学省 平成29年</p>
<p>&lt;変更理由&gt; ・学習指導要領改訂に基づく変更 ・関連資料の出版年等の変更</p>		

《 6 キャリア教育の充実（小・中学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
30	<p>（前文） <b>若年者の失業率、学卒無業者率、貧困率等が高いという厳しい状況が本県の課題として挙げられるが</b>時代の変化に力強くかつ柔軟に対応し、主体的に生きることが出来る自立した社会人・職業人の育成が求められている。</p> <p>このため、教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図り、児童生徒のキャリア発達を促す取組を推進し、<b>社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育む必要がある。</b></p> <p><b>（1）キャリア教育に関わる資質・能力の育成</b> <b>キャリア教育における「基礎的・汎用的能力」</b>に示す4つの能力（人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力）を統合的に捉えると以下の3つの資質・能力に整理することができる。キャリア教育を通してこれらの資質・能力の育成に努める。</p>	<p>学校教育においては、児童生徒に夢や希望を育み、時代の変化に力強くかつ柔軟に対応し、主体的に生きることが出来る自立した社会人・職業人の育成を図ることが求められている。</p> <p>このため、教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図り、児童生徒のキャリア発達を促す取組を推進し、<b>望ましい勤労観・職業観の育成に努める必要がある。</b></p> <p><b>（1）教育活動全体を通じたキャリア教育の取組の充実</b></p>
<p>&lt;変更理由&gt; ・学習指導要領改訂に基づく変更</p>		



頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
30	<p><b>①知識・技能</b>  <u>・学ぶこと・働くことの意義の理解</u>  <u>・問題を発見・解決したり、多様な人々と考えを伝え合って合意形成を図ったり、自己の考えを深めて表現したりするための方法に関する理解と、そのために必要な技能</u>  <u>・自分自身の個性や適性等に関する理解と、自らの思考や感情を律するために必要な技能</u></p> <p><b>②思考力・判断力・表現力等</b>  <u>・問題を発見・解決したり、多様な人々と考えを伝え合って合意形成を図ったり、自己の考えを深めて表現したりすることができる力</u>  <u>・自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」をもとに、自分と社会との関係を考え、主体的にキャリアを形成していくことができる力</u></p> <p><b>③学びに向かう力・人間性等</b>  <u>・キャリア形成の方向性と関連づけながら今後の成長のために学びに向かう力</u>  <u>・問題を発見し、それを解決しようとする態度</u>  <u>・自らの役割を果たしつつ、多様な人々と協働しながら、よりよい人生や社会を構築していくこととする態度</u></p>	<p>①各学校は、特別活動の学習活動を中核としながら、総合的な学習の時間や学校行事、特別の教科である道徳や各教科における学習等、個別指導としての進路相談等の機会を生かしつつ、各学校の教育活動全体を通じてキャリア教育を推進する。</p> <p>②各学校は、キャリア教育担当者を校務運営組織に位置付け、「校内委員会」を設定するとともに、校内研修等を推進し、共通理解のもと取組の充実を図る。</p> <p>③各学校は、児童生徒に身に付けさせたい「基礎的・汎用的能力」を構成する4つの能力（人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力）の視点を踏まえた、各教科等の年間学習指導計画を作成し実践する。</p>
<p>&lt;変更理由&gt; キャリア教育における「基礎的・汎用的能力」に示す4つの能力キャリア教育に関わる資質・能力の育成との関連で整理・挿入</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
30	<p><b>(2)教育活動全体を通じたキャリア教育の取組の充実</b>  <b>①特別活動を中核としたキャリア教育</b>  各学校は、特別活動の学習活動を中核としながら、総合的な学習の時間や学校行事、特別の教科である道徳や各教科における学習等、個別指導としての進路相談等の機会を生かしつつ、各学校の教育活動全体を通じてキャリア教育を推進する。  <b>②4つの能力を踏まえた年間学習指導計画の作成</b>  各学校は、児童生徒に身に付けさせたい「基礎的・汎用的能力」を構成する4つの能力（人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己</p>	<p>(2)キャリア教育の視点を生かした進路指導の取組の充実  <b>①「進路指導はキャリア教育の中核をなすものである」</b>ことを踏まえ、生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができる力の育成を目指した計画的、継続的な進路指導を工夫する。  <b>②中学校においては、進路指導主事を中心とした「進路指導部」</b>等を校務運営組織に位置付け、組織的な進路指導体制を確立し、進路指導の取組の充実を図る。また、相談活動の拠点となる進路相談室等を整備し、ガイド</p>

<u>管理能力，課題対応能力，キャリアプランニング能力）の視点を踏まえた，各教科等の年間学習指導計画を作成し実践する。</u>	ンスの機能を生かした進路指導の工夫を行う。
＜変更理由＞ 学習指導要領改訂に基づく変更	

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
30	(削除)	<p><u>③中学校卒業時の進路未決定者の割合が全国に比べて高い状況を踏まえ，その改善に向け，各学年は，学校・家庭・関係機関等と連携した取組の充実を図る。また，地域人材等を活用した進路学習会の実施や各家庭へ進路情報・進路資料を提供するなど，積極的・協力的な進路指導を推進する。</u></p> <p><u>(3)望ましい勤労観・職業観を育む職場体験活動(小：職場見学，中：職場体験)の取組の充実</u></p> <p><u>①職場体験活動は，体験を重視した教育の改善・充実を図る取組の一環としての役割を担うものであり，日々の学習活動と社会とを関連付けた職場体験活動等を推進する。</u></p> <p><u>②小学校においては，仕事の多様さや人と人とのつながりを通して，自己の成長を実感させるとともに，夢や希望を育む機会として職場見学等を実施する。</u></p> <p><u>③中学校においては，仕事を通じた生きがいや責任感，自己有用感の育成，日常の学習と社会生活との結びつきを考えるなど，望ましい勤労観・職業観の育成を図るため，5日程度の職場体験を実施する。</u></p> <p><u>④職場体験活動は，地域，家庭，近隣校と連携し，関係機関及びキャリア教育コーディネーター等を活用して，安全で円滑に実施できるよう配慮する。</u></p> <p><u>⑤事前指導では，児童生徒がその意義やねらいを十分に理解し，自分なりの目標をもって臨むことがことができるよう指導し，事後指導では，体験から学んだことをまとめ，その後の学習の充実につながるよう指導する。</u></p>
＜変更理由＞ キャリア教育における「基礎的・汎用的能力」に示す4つの能力キャリア教育に関わる資質・能力の育成との関連で整理		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
30	<u>◎教育課程部会教育課程企画特別部会資料 文部科学省 平成28年</u>	<u>◎『キャリア教育を「デザイン」する』 国立教育政策研究所 平成24年</u>

<p>◎<u>学習指導要領小・中学校解説 文部科学省</u> <u>平成29年度</u></p> <p>◎『<u>産学官地域連携キャリア教育実践者ハンドブック</u>』 沖縄県商工労働部平成28年</p>	<p>◎『<u>沖縄県キャリア教育の推進に向けて</u>』 沖縄県教育委員会 平成24年</p> <p>◎『<u>キャリア教育を創る</u>』 国立教育政策研究所 平成23年</p> <p>◎『<u>キャリア教育の手引き</u>』（小学校版・中学校版） 文部科学省 平成23年</p>
<p>&lt;変更理由&gt; ・学習指導要領改訂に基づく変更 ・関連資料の出版年等の変更</p>	

《 6 キャリア教育の充実（高等学校） 》

頁	平成30年度（変更後）	平成29年度（変更前）
31	<p>（前文） 生徒の自己実現 <u>及び社会参画</u> をめざす指導の充実</p>	<p>生徒 <u>一人一人</u> の自己実現をめざす指導の充実</p>
<p>&lt;変更理由&gt; ・学習指導要領改訂に基づく変更</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
31	<p>（前文） <u>生徒に将来、社会や職業で必要となる資質・能力を育むためには、学校で学ぶことと社会との接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すキャリア教育の視点が重要である。</u></p>	<p>生徒に早い段階から望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識・技能を身に付けさせ、自己の個性についての理解と主体的に進路を選択する能力と態度を育成することが重要である。</p>
<p>&lt;変更理由&gt; 平成28年12月21日中央教育審議会答申「子供たちに将来、社会や職業で必要となる資質・能力を育むためには、学校で学ぶことと社会との接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すキャリア教育の視点が重要である。」を受けての変更</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
31	<p>（前文） <u>生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じて、組織的かつ計画的にキャリア教育の推進を図る必要がある。</u></p>	<p>生徒が時代の変化に力強くかつ柔軟に対応し、夢の実現が図られ、主体的に人生を生きることができる自立した社会人・職業人の育成が求められている。 そのためには、学校において、計画的・組織的・継続的なキャリア教育の推進を図る必要がある。</p>
<p>&lt;変更理由&gt; ・学習指導要領改訂に基づく変更</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
31	(1)① <u>生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質能力を身につけていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科、科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る。</u>	(1)① <u>キャリア教育は、特別活動、道徳、総合的な学習の時間、各教科においてどのような位置付けと役割を果たすかについて、教員一人一人の十分な理解と認識を確立する。</u>
<p>&lt;変更理由&gt; ・学習指導要領改訂に基づく変更</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
31	(1)② <u>キャリア教育を通して、各教科での学びが一人一人のキャリア形成やよりよい社会づくりにどのようにつながっているのかを意識させること及び教科等を学ぶ意義の明確化に務める。</u>	
<p>&lt;変更理由&gt; 平成28年12月21日中央教育審議会答申「キャリア教育を通して、各教科での学びが一人一人のキャリア形成やよりよい社会づくりにどのようにつながっているのかを意識させること」や「教科等を学ぶ意義の明確化」が示されていることをうけての新設</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
31	(1)③ <u>効果的に</u> キャリア教育を実施するために、中核的役割を担う教員の養成に努めるとともに、 <u>学校教育全体を通して行われるよう、全体計画や年間指導計画の作成に努める。</u>	(1)② <u>有効かつ円滑に</u> キャリア教育を実施するため、中核的役割を担う教員の養成に努めるとともに、 <u>学校全体で計画的、組織的、継続的な取り組みを推進する。</u>
<p>&lt;変更理由&gt; キャリア教育を「学校全体で計画的、組織的、継続的な取り組みを推進する」ためには、「全体計画や年間指導計画の作成する」ことが重要であるため明示</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
31	(2)小・中・高等学校が連携した指導体制の確立 <u>及び学びの連続性の確保</u> を図る	(2)小・中・高等学校が連携した指導体制の確立を図る
<p>&lt;変更理由&gt; 平成28年12月21日中央教育審議会答申で、小中高連携の具体的なツールとして、学びのプロセスを記述する「キャリア・パスポート(仮称)」の活用が示されていることから、「連携指導体制の構築」に「学びの連続性の確保」を追記</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
31	(2)② <u>小・中・高等学校を通じて、自己の学習</u>	(2)② 将来への展望や自己の歩みを振り返り、

<u>状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるように、学びのプロセスを記述し、自己評価を行う「キャリア・パスポート（仮称）」などの活用を図る。</u>	<u>日々の学習の充実につなげるため児童生徒によるフォーラム等の開催に努める。</u>
--	---

<変更理由> 平成28年12月21日中央教育審議会答申『「キャリア・パスポート（仮称）」などを活用して、子供たちが自己評価を行うことを位置づけることが考えられる」及び学習指導要領改訂に基づく変更

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
31	(3)学校と家庭や地域、企業等との連携・協働の充実強化を図る  ①社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる <u>資質・能力</u> を育成するため、地域や産業界経済界との連携・協働を進める。	(3)学校と家庭や地域、企業等との連携の充実強化を図る  ① 社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる <u>能力や態度</u> を育成するため、地域や産業界経済界との連携を図る。

<変更理由> 平成28年12月21日中央教育審議会答申「地域全体で子供の社会的・職業的自立に向けた基盤を作っていくことができるよう、～地域との連携・協働を進めていく必要がある」を受けての変更

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
31	(3)②「インターンシップ」を <u>効果的に実施するため、それぞれの高等学校や生徒の特性を踏まえた多様な展開に努めるとともに、受入企業等と目的及び達成目標の共有に努める。</u>	② <u>高等学校の「インターンシップ」を円滑に実施するため、関係機関との緊密な関係を築くよう努める。</u>

<変更理由> 平成28年12月21日中央教育審議会答申を受けての変更

《 6 キャリア教育の充実（特別支援学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
32	全文変更 ■関連資料■ ◎『特別支援学校 <u>教育要領</u> 学習指導要領解説 <u>総則編</u> （幼稚部・ <u>小学部</u> ・中学部）』文部科学省 平成 <u>30</u> 年 ◎『特別支援学校学習指導要領 <u>総則編</u> （幼稚部・ <u>小学部</u> ・中学部）』文部科学省 平成 <u>29</u> 年 ◎『 <u>今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について</u> 』中央審議会 平成 <u>23</u> 年	■関連資料■ ◎『特別支援学校学習指導要領解説（幼稚部、小・中学部）』文部科学省 平成 <u>29</u> 年 ◎ <u>沖縄県キャリア教育推進事例研究 県立総合教育センター</u> 平成 <u>20</u> 年 ◎『 <u>個別移行支援計画の手引き</u> 』沖縄県教育委員会 平成 <u>17</u> 年 ◎『 <u>進路指導の基本方針と具体的取組</u> 』沖縄県教育委員会 平成 <u>12</u> 年

<変更理由> ・学習指導要領の改訂に伴う内容の変更  
・関連資料の変更

《 7 特別活動の充実（小・中学校）（高校学校）（特別支援学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
33 34 35	新規挿入	なし
＜変更理由＞ 改訂版における新規挿入		

《 8 進路指導の充実（高等学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
36	就職内定率と進学率は全国平均に <u>及ばない状況であり</u> ，	就職内定率と進学率は全国平均に比べて低く，
＜変更理由＞ 『沖縄県教育振興基本計画後期』との整合性		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
36	進路指導の取組はキャリア教育の中核をなすものであるから， <u>生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、キャリア教育の充実を図る。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校教育活動全体を通じ、組織的・計画的な進路指導を行う必要がある。</u>	進路指導の取組はキャリア教育の中核をなすものであるから、今後の進路指導は、生徒一人一人の夢を育む中で、「人間としての在り方生き方」を基本に望ましい職業観・勤労観の育成を図り、自らの進路を主体的に選択・決定し、自己実現ができる生徒の育成を目指してキャリア教育を推進していく必要がある。
＜変更理由＞ 学習指導要領改訂に基づく変更		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
36	<u>進路指導主任研修会</u> の充実を図り，	進路指導等地区講座の充実を図り，
＜変更理由＞ 文言の修正		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
36	■関連資料■ <u>◎『高等学校学習指導要領』 文部科学省 平成30年</u>	◎『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について』 中央教育審議会

◎『 <u>沖縄県教育振興基本計画後期</u> 』 <u>沖縄県教育委員会平成29年</u>	平成23年 ◎『 <u>沖縄県キャリア教育連携推進プラン</u> 』
＜変更理由＞ 関連資料の追加・削除	

《 10 特別支援教育の充実（小・中学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
38	<p>(1)特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組 ①～全教職員が協力し、 ⑧（2段落目）また、関係者（<u>家庭</u>，教育，医療，福祉等）<u>による連携</u>した教育的支援を行うために「個別の教育支援計画」を作成する。</p> <p>(2)特別支援学級の教育課程の充実を図る ②教育課程編成に当たっては，小・中学校学習指導要領を踏まえ，必要に応じて，特別支援学校の小学部・中学部学校学習指導要領を参考にする。</p> <p>(4)就学支援体制の充実を図る ①校長，教頭，校医，<u>主幹教諭</u>，教務主任，特別支援学級担任，学年主任，養護教諭等で組織する校内就学支援委員会の機能化に努める。 ②校内就学支援委員会は，就学支援や教育相談等を継続的に行うとともに，市町村教育支援委員会<u>等</u>と連携を取り合い，適切な対応に努める。 ■関連資料■ ◎『<u>発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン</u>』<u>文部科学省 平成29年</u></p>	<p>(1)特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組 ①～全教職員が協力し<u>合い</u>、 ⑧（2段落目）また，関係者（教育，医療，福祉等）の一貫した教育的支援を行うために「個別の教育支援計画」を作成する。</p> <p>(2)特別支援学級の教育課程の充実を図る ②教育課程編成に当たっては，小・中学校学習指導要領を踏まえ，必要に応じて，特別支援学校の<u>小学校部</u>・<u>中学校部</u>学校学習指導要領を参考にする。</p> <p>(4)就学支援体制の充実を図る ①校長，教頭，校医，教務主任，特別支援学級担任，学年主任，養護教諭等で組織する校内就学支援委員会の機能化に努める。 ②校内就学支援委員会は，就学支援や教育相談等を継続的に行うとともに，市町村教育支援委員会と連携を取り合い，適切な対応に努める。 ■関連資料■ ◎『教育支援資料』 文部科学省 平成25年 ◎『「個別の教育支援計画」活用の手引き』 沖縄県教育委員会 平成21年 ◎『特別支援教育支援員を活用するために』 沖縄県教育委員会 平成19年 ◎『啓発資料Ⅰ 一人一人の理解と支援のために』 沖縄県教育委員会 平成19年</p>
＜変更理由＞ ・指導要領の改訂に伴う変更 ・関連資料の挿入及び削除		

《 10 特別支援教育の充実（高等学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
39	<p>（前文） さらに，～障害の有無やその他の<u>個々</u>の違いを認識しつつ</p>	<p>さらに，～障害の有無やその他の<u>個個</u>の違いを認識しつつ</p>
＜変更理由＞ 誤字修正		

《 1 1 自立活動の充実（特別支援学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
40	<p>なお、学習指導要領において、自立活動は<u>6区分27項目</u>で示されているが、個々の幼児児童生徒の状態を踏まえて必要とされる項目を選定し、一人一人に応じた指導内容を設定して指導する。</p> <p>(1)個別の指導計画を作成し、具体的な指導事項の設定を図る</p> <p>①個別の指導計画の作成に当たっては、<u>個々の幼児児童生徒の障害の状態、発達や経験の程度興味・関心、生活や学習環境等を的確に把握し、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定する。</u></p> <p>特に、<u>中学部・高等部</u>においては、学級担任はもちろん、指導に関わる全ての教師の連携のもとに作成する。</p> <p>②指導計画の作成に当たっては、各教科、<u>道徳科</u>、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の<u>指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導を行う。</u></p> <p>③指導に当たっては、<u>幼児児童生徒が興味関心をもって主体的に取り組み、達成感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げる。</u></p> <p>(2)指導体制の充実を図る</p> <p>①<u>自立活動の指導</u>は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の<u>下に効果的に行う。</u></p> <p>②自立活動の個別の指導計画の作成や実際の指導に当たっては、専門の医師及びその他の専門家との連携を図り、指導助言を求めするなどして適切な指導ができるように<u>する。</u></p> <p>③自立活動は、時間における指導はもとより、学校の教育活動全体を通して効果的に指導ができるように<u>する。</u></p> <p>④ <u>自立活動の指導の成果が進学先等でも生かされるように、個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図る。</u></p> <p>■関連資料■</p> <p>◎『特別支援学校<u>教育要領</u>学習指導要領解説 <u>総則編</u>（幼稚部・<u>小学部</u>・中学部）』 文部科学省</p>	<p>なお、学習指導要領において、自立活動は<u>27項目の内容が6つの区分</u>で示されているが、個々の幼児児童生徒の状態を踏まえて必要とされる項目を選定し、一人一人に応じた指導内容を設定して指導する。</p> <p>(1)個別の指導計画を作成し、具体的な指導事項の設定を図る</p> <p>①個別の指導計画の作成に当たっては、<u>一人一人の幼児児童生徒の障害の状態、発達や経験の程度等に即して、指導に関わる教師間の連携を密にし、個別の教育支援計画に基づき長期的及び短期的な観点から、具体的な指導目標を設定し、評価等についても工夫・改善を図る。</u>特に、<u>中学部、高等部</u>においては、学級担任はもちろん、指導に関わる全ての教師の連携のもとに作成する。</p> <p>②指導計画の作成に当たっては、各教科、<u>道徳</u>、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の<u>内容のうち、自立活動の内容に係のある事項との関連を図り、効果的な指導が行われるように工夫する。</u></p> <p>③指導に当たっては、<u>幼児児童生徒が興味関心をもって自らの生活の質の向上を目指し、主体的に取り組み、達成感、成就感を味わうことができるような指導事項を設定する。</u></p> <p>(2)指導体制の充実を図る</p> <p>①指導計画は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の<u>もとに作成する。</u></p> <p>②自立活動の個別の指導計画の作成や実際の指導に当たっては、専門の医師及びその他の専門家との連携を図り、指導助言を求めするなどして適切な指導ができるように<u>努める。</u></p> <p>③ 自立活動は、時間における指導はもとより、学校の教育活動全体を通して効果的に指導ができるように<u>努める。</u></p> <p>■関連資料■</p> <p>◎『特別支援学校学習指導要領解説（幼稚部・小・中学部）』 文部科学省</p>



学省 平成 <u>30</u> 年 ◎『特別支援学校学習指導要領解説－自立活動編－』文部科学省 平成 <u>30</u> 年	平成 <u>29</u> 年 ◎『特別支援学校学習指導要領解説－自立活動編－』文部科学省 平成 <u>21</u> 年
<変更理由> ・指導要領の改訂に伴う変更 ・関連資料の出版年等の変更	

《 1 2 校内就学支援の充実（特別支援学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
41	<p>（前文） ～個別の教育支援計画<u>を</u>作成し、</p> <p>（1） 校内就学支援体制の充実を図る ①幼児児童生徒の障害の程度～教務主任，<u>特別支援教育</u>コーディネーター， （2） 教育相談・支援の充実及び地域との連携を図る ①<u>特別支援教育</u>コーディネーターを中心に，教職員は校内や校外の研修に積極的に参加し，教育相談の方法や取り組む姿勢等の<u>専門性</u>の向上に努める。 ②～市町村教育委員会の関係機関等との連携を図りながら、障害のある幼児児童生徒の教育相談、就学相談の<u>充実</u>に努める。</p> <p>③ 体験学習，学校参観，交流及び共同学習，就学相談等を<u>積極的に実施し</u>、障害のある幼児児童生徒並びに保護者や保育士，幼稚園教諭及び公立小・中学校学校の特別支援学級担当教員等に<u>対し</u>、特別支援学校の<u>対象（学校教育法施行令第22条の3に該当するもの）</u>や教育課程について<u>の理解啓発を</u><u>行い</u>、<u>就学に関する適切な情報提供</u>に努める。</p>	<p>～個別の教育支援計画<u>の</u>作成し、</p> <p>（1） 校内就学支援体制の充実を図る ①幼児児童生徒の障害の程度～教務主任，<u>教育相談</u>コーディネーター， （2） 教育相談・支援の充実及び地域との連携を図る ① <u>教育相談</u>コーディネーターを中心に，教職員は校内や校外の研修に積極的に参加し，教育相談の方法や取り組む姿勢等の<u>専門性</u>を向上に努める。 ②・・・市町村教育委員会の関係機関等との連携を図りながら<u>地域の特別支援教育に関するセンター的役割を担い</u>、障害のある幼児児童生徒の教育相談、就学相談<u>を推進するよう</u>に努める。 ③ 障害のある幼児児童生徒並びに保護者や保育士，幼稚園教諭及び公立小・中学校学校の特別支援学級担当教員等に、特別支援学校の教育課程について<u>理解・啓発を推進する</u>。そのため、<u>体験学習，学校参観，交流及び共同学習，交流教育，就学相談等を恒常的に実施</u>できるような体制づくりを図り、教育相談の充実<sup>に努める</sup>。</p> <p>■関連資料■ ◎ 障害者の権利に関する条約 文部科学省 平成25年</p>
<変更理由> ・実情に合った文言、内容への変更 ・関連資料の削除		

《 1 3 交流及び共同学習の推進（特別支援学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
42	<p>（前文） ～<u>共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう，計画的，組織的に実施で</u></p>	<p>～<u>お互いを正しく理解し，共に助け合い，支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場と</u></p>

<u>きるようにする。</u>  <b>■関連資料■</b> ◎ 特別支援学校 <u>教育要領</u> 学習指導要領解説 総則編(幼稚園部・小学部・中学部) 文部科学省 平成 <u>30</u> 年	<u>して積極的に推進する。</u>  <b>■関連資料■</b> ◎ 特別支援学校学習指導要領解説 総則編(幼稚園部・小学部・中学部) 文部科学省 平成 <u>29</u> 年
<変更理由> ・指導要領の改訂に伴う変更 ・関連資料の出版年等の変更	

《 15 学校安全・防災教育の推進（小・中学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
46	①学校保健安全法第29条に基づき、沖縄県教育委員会発刊の「危機管理マニュアル」等を参考に、学校の実情等に応じた独自の「危機管理マニュアル」 <u>を作成する。</u>	①学校保健安全法第29条に基づき、沖縄県教育委員会発刊の「危機管理マニュアル」等を参考に、学校の実情等に応じた独自の「危機管理マニュアル」 <u>の作成に努める。</u>
<変更理由> 学校保健法に照らし合わせた修正		

《 15 学校安全・防災教育の推進（高等学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
47	①学校保健安全法第29条に基づき、沖縄県教育委員会発刊の「危機管理マニュアル」等を参考に、学校の実情等に応じた独自の「危機管理マニュアル」 <u>を作成する。</u>	①学校保健安全法第29条に基づき、沖縄県教育委員会発刊の「危機管理マニュアル」等を参考に、学校の実情等に応じた独自の「危機管理マニュアル」 <u>の作成に努める。</u>
<変更理由> 学校保健法に照らし合わせた修正		

《 15 学校安全・防災教育の推進（特別支援学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
48	①学校保健安全法第29条に基づき、沖縄県教育委員会発刊の「危機管理マニュアル」等を参考に、学校の実情等に応じた独自の「危機管理マニュアル」 <u>を作成する。</u>	①学校保健安全法第29条に基づき、沖縄県教育委員会発刊の「危機管理マニュアル」等を参考に、学校の実情等に応じた独自の「危機管理マニュアル」 <u>の作成に努める。</u>
<変更理由> 学校保健法に照らし合わせた修正		

《 16 平和教育の充実（小・中学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
49	(前文) 平和教育及び人権教育は、生命の尊重と個人の尊厳を基本に、 <u>人権を尊重する心</u> 、思い	(前文) 平和教育は、生命の尊重と個人の尊厳を基本に、思いやりの心や寛容の心を育むとともに

やりの心や寛容、自立心、自己抑制力、共生心などの豊かな心を育むとともに、我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度の育成及び次世代に継承することを目指して行うことが重要である。

このため、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するために、学校においては、本県の歴史や地域の特性を考慮し、児童生徒の発達の段階に応じた平和教育や人権教育を教育計画に位置付け、学校の教育活動全体を通じて、組織的・計画的に推進する必要がある。

(1) 学校の教育活動全体を通じて平和教育の充実を図る

① 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の目標や内容との関連を明確にしなが、各教科等の年間指導計画に位置付けるとともに、『慰霊の日』等に関する授業の充実を図るため平和教育月間や人権教育月間等を位置づけ、平和教育及び人権教育を推進する。

② 平和教育や人権教育を推進するに当たっては、児童生徒の発達段階を踏まえて、判断力や社会的経験を配慮する。

(2) 平和教育の指導の工夫・改善を図る

① 校長を中心として、全教職員が平和教育及び人権教育の指導に関する研修の機会を持ち、共通理解を図る。そのため、校内に推進組織を位置付けるなど全職員による指導体制の確立に努める。

② 戦争体験者が高齢化し語り手が減少する中、学校では外部講師等に頼らない平和教育の指導力の向上も必要である。そのため、経年研修や校内研修等において平和教育を位置付け、研鑽を深める。

に、我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度の育成を目指して行うことが重要である。

このため、学校においては、本県の歴史や地域の特性を考慮し、児童生徒の発達の段階に応じた平和教育を教育計画に位置付け、学校の教育活動全体を通じて、組織的・計画的に推進する必要がある。

(1) 学校の教育活動全体を通じて平和教育の充実を図る

① 県教育委員会発行の『平和教育指導の手引き』に示されている「基本的考え方」と「指導指針」を踏まえ、全職員の平和教育に対する共通理解を図る。

② 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の目標や内容との関連を明確にしなが、各教科等の年間指導計画に位置付け、平和教育を推進する。

③ 平和教育を推進するに当たっては、心身ともに発達の過程にある児童生徒の判断力や社会的経験を配慮する。

④ 戦争体験者が高齢化し語り手が減少する中、学校では外部講師等に頼らない平和教育の指導力の向上も必要である。そのため、校内研修等において平和教育を位置付け、研鑽を深めるとともに、全職員による協働体制を確立し、全校体制での指導の充実に努める。

(2) 指導内容や指導方法の工夫・改善を図る

① 世界平和と人類の幸福に貢献する立場から、生命の尊重や個人の尊厳を理解させ、思いやりの心、寛容の心を育てることを指導内容の基本とする。

② 平和教育の指導においては、学習指導要領の内容を踏まえ、児童生徒の発達の段階に応じた教材を開発するとともに、体験的な学習や地域の人材活用などの指導方法の工夫・改善に努める。

③ 県教育委員会発行の『平和教育関連施設マップ』等を活用するとともに、児童生徒の

<p>③<u>平和教育を充実させるため</u>、<u>学習指導要領</u>の内容を踏まえ、<u>児童生徒の発達</u>の段階に応じた教材を開発するとともに、<u>平和学習ポータルサイトを</u>活用し、<u>野外巡検や実地調査等</u>の体験的な学習を行う。また、<u>地域の人材を</u>活用し、<u>家庭や地域社会との連携</u>を図り<u>指導の充実</u>に努める。</p> <p>(3)<u>人権教育の指導の工夫・改善</u>を図る</p> <p>①<u>生徒や教職員の人権意識</u>を高めるため、「<u>人権を考える日</u>」(月1回)等の取り組みを<u>充実</u>させる。</p> <p>②<u>自他の人権を尊重する態度</u>を培うため、<u>家庭や地域、関係機関と連携</u>し、<u>ボランティア活動</u>などの社会体験、<u>高齢者や障害者等との交流</u>などの体験活動の<u>機会</u>の<u>充実</u>に努める。</p> <p>■<u>関連資料</u>■</p> <p>◎「<u>平和学習ポータルサイト</u>」 <u>沖縄県教育委員会</u> 平成28年</p> <p>◎『<u>人権教育の指導方法等の在り方について</u>〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編～<u>文部科学省</u> <u>人権教育の指導方法等に関する調査研究会</u> 平成20年</p> <p>◎『<u>信頼される教職員をめざして</u> ―<u>人権ガイドブッカー</u> (改訂版)』 <u>沖縄県教育委員会</u> 平成19年</p>	<p><u>安全などに十分配慮</u>して、<u>校外における体験的な学習</u>の<u>充実</u>に努める。</p> <p>④ <u>他国の文化や生活様式</u>、<u>価値観</u>を理解し<u>尊重する態度</u>を育てる教材を取り上げ、<u>異なる文化</u>を理解する態度の<u>育成</u>に努める。</p> <p>■<u>関連資料</u>■</p> <p>◎『<u>指導・生徒の平和のメッセージ展</u>実施報告書』 <u>沖縄県平和祈念資料館</u> 平成24年</p> <p>◎『<u>沖縄のこころを世界へ</u>』 <u>沖縄県平和祈念資料館</u> 平成22年</p>
<p>&lt;変更理由&gt; ・実情に合った文言変更、内容変更。 ・関連資料出版の変更。</p>	

《 17 国際理解教育・外国語教育の推進 (小・中学校) 》

頁	改訂版 (変更後)	平成30年度 (変更前)
52	<p>(2)小学校における外国語活動と外国語の充実を図る</p> <p>①外国語活動や<u>外国語科</u>の授業は、<u>学習指導要領</u>や<u>地域、学校および児童の実態</u>を踏まえた年間指導計画を基に、<u>学級担任や小学校英語専科指導教員</u>、<u>外国語活動担当教諭</u>が行い、<u>ネイティブスピーカー</u>などを活用した<u>ティームティーチング</u>等、<u>指導方法</u>を工夫する。</p>	<p>(2)小学校における外国語活動と外国語の充実を図る</p> <p>①外国語活動や外国語の授業は、<u>学習指導要領</u>や<u>地域、学校および児童の実態</u>を踏まえた年間指導計画を基に、<u>学級担任や、外国語活動担当教諭</u>が行い、<u>ネイティブスピーカー</u>などを活用した<u>ティームティーチング</u>等、<u>指導方法</u>を工夫する。</p>

<p>②小学校高学年の教科としての外国語を充実させコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。</p> <p>③担任または<u>小学校英語専科指導教員</u>が中心となり外国語活動や<u>外国語科</u>の指導が展開できるように、指導方法の研究や教材作成等に係る校内研修を行う。</p>	<p>②小学校高学年の教科としての外国語を充実させコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。</p> <p>③担任が中心となり外国語活動の指導が展開できるように、指導方法の研究や教材作成等に係る校内研修を行う。</p>
<p>&lt;変更理由&gt; ・学習指導要領改訂に基づく変更 ・県で小学校英語専科教員の配置に伴う変更</p>	

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
52	<p>(3) 中学校の外国語（英語）教育の充実を図る</p> <p>①小学校外国語活動や<u>外国語科</u>の内容及び方法について理解するとともに、<u>外国語</u>の授業参観等を行うなど小学校との連携を図り、系統的な指導に生かす。</p>	<p>(3) 中学校の外国語（英語）教育の充実を図る</p> <p>①小学校外国語活動の内容及び方法について理解するとともに、外国語活動の授業参観等を行うなど小学校との連携を図り、系統的な指導に生かす。</p>
<p>&lt;変更理由&gt; ・学習指導要領改訂に基づく変更</p>		

《 17 国際理解教育・外国語教育の推進（高等学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成 年度（変更前）
53	<p>■関連資料■</p> <p>◎『高等学校学習指導要領』（第8節 外国語）文部科学省 平成<u>30</u>年</p>	<p>◎『高等学校学習指導要領』（第8節 外国語）文部科学省 平成<u>21</u>年</p>
<p>&lt;変更理由&gt; ・関連資料の出版年等の変更</p>		

《 17 国際理解教育・外国語教育の推進（特別支援学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
54	<p>■関連資料■</p> <p>◎『特別支援学校<u>教育要領</u>学習指導要領解説 総則編（幼稚部・<u>小学部</u>・中学部）』 文部科学省 平成<u>30</u>年</p>	<p>■関連資料■</p> <p>◎『特別支援学校学習指導要領解説（幼稚部、小・中学部）』 文部科学省 平成<u>29</u>年</p>
<p>&lt;変更理由&gt; ・関連資料の出版年等の変更</p>		

《 18 情報教育の充実（小・中学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
55	<p>（前文） ～また、市町村教育委員会と連携し<u>ICT環境整備</u>を推進する。</p> <p>(1) 学校教育全体を通じた情報教育の取組の充実を図る ①ICT活用指導力の向上を図るため、情報教育に係る校内研修を充実させるとともに、県立総合教育センター等での研修に積極的に参加する。 ②情報モラル教育については、情報教育の年間指導計画に位置付け、各学校の実態や児童生徒の発達段階に応じた指導計画を作成し、系統的、継続的に指導する。</p> <p>(2) 情報通信ネットワークや教育用コンテンツ活用の取組の充実を図る ①校内LAN等を利用し、教材等の教育情報の共有化を図り、授業改善を推進する。</p> <p>(4) 情報モラル指導の取組の充実を図る ①有害情報やメール・掲示板上での誹謗・中傷など、情報化の「負」の側面への対応等について教職員自ら理解を深め、情報モラルに関する指導を行う。</p>	<p>～また、市町村教育委員会と連携し<u>校務の情報化</u>を推進する。</p> <p>(1) 学校教育全体を通じた情報教育の取組の充実を図る ①<u>情報化推進リーダーを校務分掌に位置付け、校内教育情報化推進委員会の機能化を図り、校内情報化推進計画の見直しなど、校務の情報化を一層推進する。（削除）</u></p> <p>(2) 情報通信ネットワークや教育用コンテンツ活用の取組の充実を図る ①校内LAN等を利用し、<u>教材や校務処理用データ等の教育情報の共有化を図り、授業改善や校務処理の効率化を推進する。（削除）</u> ③<u>教育活動の状況について、保護者や地域住民に対して積極的に情報を公開・提供するため、学校ホームページを随時更新する。（削除）</u></p> <p>(4) 情報モラル指導や<u>情報安全管理</u>の取組の充実を図る（削除） ①有害情報やメール・掲示板上での誹謗・中傷など、情報化の「負」の側面への対応や<u>個人情報</u>の保護等について教職員自ら理解を深め、情報モラルに関する指導を行う。（削除） ④<u>個人情報の取得、情報安全管理等について「個人情報保護方針」「校内における個人所有パソコンの利用」などの情報の安全管理に関する規程を策定し、個人情報を適正に取り扱う。（削除）</u></p>
<p>&lt;変更理由&gt; 実情に合った文言、内容への変更</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
55	<p>(3) ～「<u>問い</u>」が生まれる授業に向けた指導方法の工夫・改善の校内研修を充実させる。</p>	<p>(3) ～「<u>わかる授業</u>」の構築に向けた指導方法の工夫・改善の校内研修を充実させる。</p>
<p>&lt;変更理由&gt; 「学力向上推進プロジェクト」の目指す授業像の設定にあわせた変更</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
55	<p>(5)各教科等の特質に応じた学習活動の計画的な実施（小学校）</p> <p>①児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動を計画的に実施する。</p> <p>②児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施する。</p>	なし
<p>&lt;変更理由&gt; 学習指導要領改訂に基づく変更</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
51	<p>■関連資料■</p> <p>◎『小学校学習指導要領（平成29年告示）』 文部科学省 平成29年</p> <p>◎『小学校プログラミング教育の手引き（第一版）』 文部科学省 平成30年</p> <p>◎『【改訂版】ネット被害防止ガイドライン』 沖縄県教育委員会 平成27年</p>	<p>■関連資料■</p> <p>◎『「情報モラル」指導実践キックオフガイド』 日本教育工学振興会 平成19年</p> <p>◎『学校における個人情報方針及び危機管理の策定について』 沖縄県教育委員会 平成18年</p> <p>◎『IT安全管理マニュアル』 沖縄県教育委員会 平成15年</p>
<p>&lt;変更理由&gt; ・学習指導要領改訂に基づく変更 ・関連資料の削除</p>		

《 18 情報教育の充実（高等学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
56	<p>（サブタイトル）</p> <p>学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力の育成 （前文）</p> <p>将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協議し、新たな価値の創造に挑んでいくためには、情報活用能力（情報モラルを含む）の育成が重要となる。</p>	<p>情報活用能力の育成と情報モラル指導の充実</p> <p>情報社会の進展に主体的に対応するために必要な資質である情報活用能力（情報活用の実践力、情報の科学的理解、情報社会に参画する態度）の育成を目指す情報教育を推進する。</p> <p>このため、学校においては、研修等を通じた教員のICT活用指導力の向上と学校におけるICT環境整備が必要である。</p> <p>さらに、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有</p>

	害情報の問題を踏まえ、情報モラルに関する指導を充実させる。(削除)
＜変更理由＞ 学習指導要領改訂に基づく変更	

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
56	<p>(1)情報教育の体系的な推進を図る ④教員の情報活用能力を育成するため、<u>各種の教員研修への参加促進</u>、</p> <p>(2)教科指導におけるICT活用の推進 ④情報通信ネットワークを活用し、～交流、<u>協働</u>学習などを通じた特色ある教育活動の展開に努める。</p> <p>(3)情報モラル教育の充実に努める ②教員が、<u>情報や情報技術の特性についての理解に基づいて</u></p>	<p>(1)情報教育の体系的な推進を図る ④ 教員の情報活用能力を育成するため、<u>国、県内外の教員研修の促進</u>、</p> <p>④情報通信ネットワークを活用し、～交流、<u>共同学習</u>などを通じた特色ある教育活動の展開に努める。</p> <p><u>⑤「教員のICT活用指導力のチェックリスト」</u>を活用し、教員の指導力向上を図る。(削除)</p> <p>(3)情報モラル教育の充実に努める ②教員が、<u>ネットワークの特性およびウェブサイトの危険性を知るとともに</u>、</p>
＜変更理由＞ 実情に合った文言、内容への変更		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
56	<p>■関連資料■ ◎『<u>沖縄県教育情報化基本計画</u>』（改訂版） <u>沖縄県教育委員会 平成29年</u> ◎『<u>沖縄県教育情報化推進計画</u>』<u>沖縄県教育委員会 平成29年</u> ◎『<u>高等学校学習指導要領解説</u>』（総則編） <u>文部科学省 平成30年</u></p>	なし
＜変更理由＞ 関連資料の記載がなかったため追記		

《 19 環境教育の充実（小・中学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
58	<p>（前文） ～「自ら課題を見付け、学び、考え、主体的に判断し、行動し、問題を解決する資質や能力」</p>	<p>～「自ら課題を見付け、学び、考え、主体的に判断し、行動し、問題を解決する<u>する</u>資質や能力」</p>
＜変更理由＞ 誤字の削除		



頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
58	(1)学校の教育活動全体を通じた環境教育の実施を図る <u>①各学校の児童生徒や地域の実態を踏まえ、身につけさせたい力を明確にし、学年に応じた特色をつけたり重点化を図ったりするなどした学校独自の全体計画を作成する。</u>	(1)学校の教育活動全体を通じた環境教育の実施を図る <u>①「ともに生きる」「自然・生命」「エネルギー・地球温暖化」「ごみ・資源」の4つの分野と「気付き・理解」「技能・行動」「思考・判断」の3つの観点を網羅した全体計画を作成する。</u>
<p>&lt;変更理由&gt; 環境教育指導資料（幼稚園・小学校編，中学校編）の「全体計画」作成の留意点に沿った表現に変更</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
58	<p>■関連資料■</p> <p>◎『環境教育指導資料（<u>幼稚園・小学校編</u>）』 国立教育政策研究所 平成<u>26</u>年</p>	<p>■関連資料■</p> <p>◎『環境教育指導資料（<u>小学校編</u>）』 国立教育政策研究所 平成<u>19</u>年</p>
<p>&lt;変更理由&gt; ・関連資料の出版年等の変更 ・関連資料の削除</p>		

《 19 環境教育の充実（高等学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成 年度（変更前）
59	<p>■関連資料■</p> <p>◎『文部科学省 科学技術白書』 文部科学省 平成<u>30</u>年</p> <p>◎『沖縄県環境教育等推進行動計画』 沖縄県 平成<u>28</u>年</p> <p>◎『高等学校学習指導要領』 文部科学省 平成<u>30</u>年</p>	<p>◎『文部科学省 科学技術白書』 文部科学省 平成<u>27</u>年</p> <p>◎『沖縄県環境教育等推進行動計画 ～環境学習・環境保全活動を推進するために～』 沖縄県 平成<u>26</u>年<u>6</u>月</p> <p>◎『高等学校学習指導要領』 文部科学省 平成<u>21</u>年</p>
<p>&lt;変更理由&gt; 関連資料の更新による変更</p>		

《 20 へき地教育の充実（小・中学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
61	(2)少人数・複式学級における学習指導の改善・充実を図る <u>④～「へき地・複式学級設置校赴任前基礎講座」、夏季短期研修の「小規模・複式学級担任講座」、移動教育センター講座等を活用し、</u>	(2)少人数・複式学級における学習指導の改善・充実を図る <u>④～へき地教育講座，小規模・複式学級担任講座，移動教育センター講座等を活用し、</u>
<p>&lt;変更理由&gt; 実情に合った文言、内容への変更</p>		

《 2 1 総合学科の充実（高等学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
62	<p>■ 関連資料 ■</p> <p>◎ 『高等学校教育の改革に関する推進状況』 文部科学省 平成28年（総合学科設置状況） 47都道府県375校</p> <p>◎ 『高等学校学習指導要領解説 総則編』文部科学省 平成21年 第3節 3 総合学科における各教科，科目の履修等</p>	<p>◎ 『高等学校教育の改革に関する推進状況』 文部科学省 平成25年（総合学科設置状況） 47都道府県6市363校（公立327校，国立2校， 私立34校）</p> <p>◎ 『高等学校学習指導要領開設 総則編』文部科学省 平成21年 第3節 3 総合学科における各教科，科目の履修等</p>
<p>&lt;変更理由&gt; ・ 関連資料の出版年等の変更 ・ 誤字の修正</p>		

《 2 2 職業教育の充実（高等学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
63	<p>（サブタイトル） <u>社会を支え産業の発展を担う職業人の育成</u></p> <p>（前文） <u>職業に関する各教科では，専門教育を通して関連する職業に従事する上で必要な資質・能力を育み，社会や産業を支える人材を輩出している。しかしながら，科学技術の進展，グローバル化，産業構造の変化に伴い，必要とされる専門的な知識・技術も変化するとともに高度化しているため，これらへの対応が，さらに必要である。また，専門的な知識・技術の定着や多様な課題に対応できる課題解決能力をこれまで以上に育成することが重要であり，地域や産業界との連携のもと，実践的な学習活動をより一層充実させていくことが求められる。</u></p> <p>（1）次代を担う人材の育成を図る <u>職業に関する各教科の「見方・考え方」を働かせた実践的・体験的な学習活動を通して，社会を支え産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を育成する</u> <u>①各職業分野について（社会的意義や役割を含め）体系的・系統的に理解させるとともに</u></p>	<p><u>専門高校における将来のスペシャリストの育成</u></p> <p><u>今日，経済のグローバル化や国際競争の激化，技術革新・情報化等に伴う産業社会の高度化，就業形態の多様化など，社会の状況が大きく変化してきている。このような社会の変化や産業界の動向に対応した職業教育の在り方，教育内容の見直しが求められている。また，これまでの完成教育としての職業教育を転換し，生涯学習社会の視点を踏まえ，自ら学ぶ意欲と態度の育成及び一人一人の個性を伸ばしていく教育，勤労観や職業観を育成するキャリア教育を一層推進し，「将来のスペシャリスト」として必要とされる専門性の基礎・基本の教育に重点を置くことが必要である。</u></p> <p>（1）次代を担う人材の育成を図る</p> <p>①「将来のスペシャリストの育成」 <u>ア 専門分野に関する基礎的・基本的な知識，</u></p>

<p>に、関連する技術を習得させる。</p> <p>②各職業分野に関する課題（持続可能な社会の構築、グローバル化・少子高齢化への対応等）を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を育成する。</p> <p>③職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を育成する。</p> <p>(2)職業教育に関して配慮すべき事項</p> <p>⑤実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全衛生管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意する。</p> <p>(3)指導計画の作成と指導方法の工夫・改善を図る</p> <p>①各教科・科目等について相互の連携を図り、体系的、系統的な指導ができるようにする。</p> <p>④ 評価に際しては、知識や技能のみの評定に偏ることがないように、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に取り組む態度」の3つの観点による評価を十分に踏まえながら客観性、信頼性のある評定が行えるよう、評価方法の工夫改善を行う。</p>	<p>技術及び技能の定着を図るとともに、実践力、課題解決力等を育成する。</p> <p>イ 専門的な知識と技術を習得するため、産業技術教育センターにおける生徒実習の充実を図る。</p> <p>②「地域産業を担う人材の育成」地域産業や地域社会との連携・交流を通じた実践的な学習活動を取り入れる。</p> <p>③「人間性豊かな職業人の育成」職業教育の特長を生かし、職業人として必要な人間性を養うとともに、生命・自然・ものを大切にすする心、規範意識、倫理観等を育成する。</p> <p>(2)職業教育に関して配慮すべき事項</p> <p>⑤開かれた学校づくりを推進し、学校と地域や産業界との間のパートナーシップの確立を図る。</p> <p>(3)指導計画の作成と指導方法の工夫・改善を図る</p> <p>①各教科・科目等について相互の連携を図り、発展的、系統的な指導ができるようにする。</p> <p>④評価に際しては、知識や技能のみの評定に偏ることがないように、「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」の四つの観点による評価を十分に踏まえながら客観性、信頼性のある評定が行えるよう、評価方法の工夫改善を行う。</p>
<p>&lt;変更理由&gt; 学習指導要領改訂に基づく変更</p>	

《 23 定時制・通信制教育の充実（高等学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
64	<p>（前文）</p> <p>生徒一人一人の学習ニーズに応じた教育の機会を提供するためには、生徒の多様化や学校の実態等に配慮し、ゆとりある教育活動の中で各学校が創意工夫し、二学期制、単位制による特色ある定時制通信制教育の充実を図ることが必要である。</p>	<p>生徒一人一人の学習意欲に応じた教育の機会を提供するためには、生徒の多様化や実情、学校の実態等に配慮し、ゆとりある教育活動の中で各学校が創意工夫し、二学期制・単位制による特色ある定時制・通信制教育の充実を図ることが必要である。</p>
<p>&lt;変更理由&gt; 文脈に応じ、適切な文言等に修正</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
64	(1)学習内容と指導の工夫・改善に努める ②個性の伸長と自立を図るため、基礎的・基本的事項を定着させるとともに、 <u>生きて働く</u> 知識や技術を身に付け、活用できる態度を育てる。	②個性の伸長と自立を図るため、基礎的・基本的事項を定着させるとともに、 <u>応用性のある</u> 知識や技術を身に付け、活用できる態度を育てる。
＜変更理由＞ 学習指導要領改訂に基づく変更		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
64	(2)修学指導の強化を図る ⑤ <u>生徒や学校の実態に応じ、必要がある場合には、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにする。</u>	なし
＜変更理由＞ 学習指導要領改訂に基づいた内容の追加。		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
64	(4)課題解決に向けた取組の強化に努める ③ <u>主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習指導の改善に努める。</u>	③わかる授業、楽しい授業をめざした学習指導に努める。
＜変更理由＞ 学習指導要領改訂に基づく変更		

《 24 学校間連携の推進（高等学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
65	(3)高校と大学との連携教育の推進及び充実を図る ① スーパーサイエンスハイスクール(SSH)事業や <u>スーパーグローバルハイスクール(SGH)</u> 事業等への応募を積極的に推進する。  ■関連資料■ (削除)	① スーパーサイエンスハイスクール(SSH)事業やサイエンスパートナーシッププログラム(SPP)事業等への応募を積極的に推進する。  ■関連資料■ ○『平成17年度指定スーパーサイエンススクール研究開発実施報告書(5年次)』 沖縄県立開邦高等学校 平成22年
＜変更理由＞ ・学習指導要領改訂に基づく変更 ・関連資料の削除		

《 25 子供の貧困対策の推進（小・中学校，高等学校，特別支援学校） 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
66	新規挿入	なし
＜変更理由＞ 改訂版における新規挿入		

【 III 生涯学習振興課，文化財課 】

《 生涯学習・社会教育 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
68	<p>【主要施策】</p> <p>5 地域を大切にし、誇りに思う健全な青少年の育成 （青少年の健全育成）</p> <p>【施策項目】</p> <p>健やかな青少年を育む地域活動・体験活動の充実 ユイマールの心でつなぐ学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>【主要施策】</p> <p>5 地域を大切にし、誇りに思う健全な青少年の育成 （青少年の健全育成）</p> <p>【施策項目】</p> <p>健やかな青少年を育む地域活動・体験活動の充実 ユイマールの心でつなぐ学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力</p> <p><u>ニーズに応えた活動を支える社会教育基盤の整備・充実</u></p>
＜変更理由＞ 主要施策と施策項目の適合性の見直しのため、施策から項目に伸びる枝（線部分）の削除		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
68	<p>【主要施策】</p> <p>6 家庭・地域の教育機能の充実 （社会教育の充実）</p> <p>【施策項目】</p> <p><u>（挿入）</u></p> <p><u>ニーズに応えた活動を支える社会教育基盤の整備・充実</u></p> <p>時代のニーズに応える社会教育活動の充実 心の触れあいのある家庭教育機能の充実</p>	<p>【主要施策】</p> <p>6 家庭・地域の教育機能の充実 （社会教育の充実）</p> <p>【施策項目】</p> <p>時代のニーズに応える社会教育活動の充実 心の触れあいのある家庭教育機能の充実</p>
＜変更理由＞ 主要施策と施策項目の適合性の見直しのため、施策から項目に伸びる枝（線部分）の挿入		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
68	<p>【生涯学習振興課の事業等】（※1 枠目）</p> <p>1 生涯学習推進体制の整備</p> <p>2 生涯学習指導者等養成事業</p> <p><u>3 社会教育主事の養成</u></p>	<p>【生涯学習振興課の事業等】（※1 枠目）</p> <p>1 生涯学習推進体制の整備</p> <p>2 生涯学習指導者等養成事業</p>
＜変更理由＞ 取組の追加		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
68	<b>【県民の学習ニーズに応える学習機会の充実】</b> （※2枠目） 1 おきなわ県民カレッジ 2 沖縄県生涯学習情報提供システム及び <u>沖縄県</u> 遠隔講義配信システム <u>の充実</u>	<b>【県民の学習ニーズに応える学習機会の充実】</b> （※2枠目） 1 おきなわ県民カレッジ 2 沖縄県生涯学習情報提供システム及び遠隔講義配信システム
<変更理由> 文言の修正		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
68	<b>【生涯学習振興課の事業等】</b> （※4枠目） 1 放課後子ども教室推進事業 2 地域学校協働活動推進事業 3 <u>土曜教育支援体制等構築事業</u> 4 地域連携担当教員等研修会 5 御万人すりていグリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動の支援	<b>【生涯学習振興課の事業等】</b> （※4枠目） 1 放課後子ども教室推進事業 2 地域学校協働活動推進事業 3 地域連携担当教員等研修会 4 御万人すりていグリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動の支援
<変更理由> 事業の追加と、追加による番号の繰り下げ		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
68	<b>【生涯学習振興課の事業等】</b> （※5枠目） 1 県立図書館の充実事業 2 子どもの読書活動推進事業 3 離島読書活動支援事業 4 青少年教育施設等の <u>充実</u> 5 <u>社会教育指導者等研修事業</u> 6 <u>視聴覚ライブラリー整備充実事業</u>	<b>【生涯学習振興課の事業等】</b> （※5枠目） 1 県立図書館の充実事業 2 子どもの読書活動推進事業 3 離島読書活動支援事業 4 青少年教育施設 <u>職員</u> 等の <u>研修</u>
<変更理由> 事業の追加と、文言の修正		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
68	<b>【生涯学習振興課の事業等】</b> （※7枠目） 1 <u>「家～なれ～」運動充実事業</u> 2 家庭教育支援者研修会 3 家庭教育支援事業 4 親子電話相談事業	<b>【生涯学習振興課の事業等】</b> （※7枠目） 1 <u>家庭教育力促進「や～なれ～」事業</u> 2 家庭教育支援者研修会 3 家庭教育支援事業 4 親子電話相談事業
<変更理由> 文言の修正		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
68	<p>【関連資料】</p> <p>◎『生涯学習・社会教育推進の努力点』 沖縄県教育庁生涯学習振興課 平成<u>30</u>年</p> <p>◎『学校・家庭・地域の連携協力推進事業実践事例集』沖縄県教育委員会 平成<u>29</u>年</p> <p>◎『生涯学習推進センターパンフレット』 沖縄県教育委員会 平成<u>29</u>年</p> <p>◎『第<u>四</u>次沖縄県子どもの読書活動推進計画』 沖縄県教育委員会 平成<u>31</u>年</p>	<p>◎平成<u>29</u>年度『生涯学習・社会教育推進の努力点』 沖縄県教育庁生涯学習振興課 平成<u>29</u>年</p> <p>◎平成<u>28</u>年度『学校・家庭・地域の連携協力推進事業実践事例集』 沖縄県教育委員会 平成<u>28</u>年</p> <p>◎『生涯学習推進センターパンフレット』 沖縄県教育委員会 平成<u>28</u>年</p> <p>◎『第<u>三</u>次沖縄県子どもの読書活動推進計画』 沖縄県教育委員会 平成<u>25</u>年</p>
<p>&lt;変更理由&gt; 関連資料の出版年等の変更</p>		

頁	平成31年度（変更後）	平成30年度（変更前）
68	(削除)	◎『家～なれ～運動 ポスター』 沖縄県教育委員会 平成25年
<p>&lt;変更理由&gt; 事業終了に伴う削除</p>		

頁	平成31年度（変更後）	平成30年度（変更前）
68	<p>【関連資料】</p> <p>◎『<u>青少年の健全育成を目指した学校と地域の連携・協働の推進に当たって</u>』～<u>第三次提言</u>～ 沖縄県生涯学習審議会 平成29年</p>	<p>◎『時代の変化に対応する本県生涯学習施策（第三次生涯学習推進計画）の方向性について～学校・家庭・地域住民等の連携を通じた地域コミュニティづくり～』（答申） 沖縄県生涯学習審議会 平成23年</p>
<p>&lt;変更理由&gt; 関連資料の出版年等の変更</p>		

頁	平成31年度（変更後）	平成30年度（変更前）
69	<p>■関連施策・参考資料■</p> <p>第三次沖縄県生涯学習推進計画 <u>(後期)</u></p>	<p>第三次沖縄県生涯学習推進計画 <u>(平成24年度～平成33年度)</u></p>
<p>&lt;変更理由&gt; 後期計画であることから（後期）を挿入し、元号改変のため期間を削除</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）																																				
69	<p>■関連施策・参考資料■（左1枠目）</p> <p><b>生涯学習・社会教育関連施設及び関係団体</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生涯学習・社会教育関連施設</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村立公民館</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>自治公民館</td> <td>972</td> </tr> <tr> <td>県立図書館</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市町村立図書館</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>県立青少年教育施設</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>沖縄県視聴覚ライブラリー</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地区 市町村視聴覚ライブラリー</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>博物館 美術館(その他市町村等施設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	生涯学習・社会教育関連施設	箇所数	市町村立公民館	91	自治公民館	972	県立図書館	1	市町村立図書館	38	県立青少年教育施設	6	沖縄県視聴覚ライブラリー	1	地区 市町村視聴覚ライブラリー	8	博物館 美術館(その他市町村等施設)		<p><b>生涯学習・社会教育関連施設及び関係団体</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生涯学習・社会教育関連施設</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村立公民館</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>自治公民館</td> <td>965</td> </tr> <tr> <td>県立図書館</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市町村立図書館</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>県立青少年教育施設</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>沖縄県視聴覚ライブラリー</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地区 市町村視聴覚ライブラリー</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>博物館 美術館(その他市町村等施設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	生涯学習・社会教育関連施設	箇所数	市町村立公民館	94	自治公民館	965	県立図書館	1	市町村立図書館	37	県立青少年教育施設	6	沖縄県視聴覚ライブラリー	1	地区 市町村視聴覚ライブラリー	8	博物館 美術館(その他市町村等施設)	
生涯学習・社会教育関連施設	箇所数																																					
市町村立公民館	91																																					
自治公民館	972																																					
県立図書館	1																																					
市町村立図書館	38																																					
県立青少年教育施設	6																																					
沖縄県視聴覚ライブラリー	1																																					
地区 市町村視聴覚ライブラリー	8																																					
博物館 美術館(その他市町村等施設)																																						
生涯学習・社会教育関連施設	箇所数																																					
市町村立公民館	94																																					
自治公民館	965																																					
県立図書館	1																																					
市町村立図書館	37																																					
県立青少年教育施設	6																																					
沖縄県視聴覚ライブラリー	1																																					
地区 市町村視聴覚ライブラリー	8																																					
博物館 美術館(その他市町村等施設)																																						
<p>&lt;変更理由&gt; 施設箇所の増減</p>																																						

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）																
69	<p>■関連施策・参考資料■（左1枠目）</p> <p><b>生涯学習・社会教育関連施設及び関係団体</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>社会教育関係団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P T A 公民館</td> </tr> <tr> <td>青年団 婦人会</td> </tr> <tr> <td>老人会 子ども会</td> </tr> <tr> <td>ボーイスカウト</td> </tr> <tr> <td>ガールスカウト</td> </tr> <tr> <td>県ユネスコ協会</td> </tr> <tr> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>(企業・NPO等)</td> </tr> </tbody> </table>	社会教育関係団体等	P T A 公民館	青年団 婦人会	老人会 子ども会	ボーイスカウト	ガールスカウト	県ユネスコ協会	その他	(企業・NPO等)	<p><b>生涯学習・社会教育関連施設及び関係団体</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>社会教育関係団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P T A 公民館 青年団</td> </tr> <tr> <td>婦人会 老人会</td> </tr> <tr> <td>子ども会</td> </tr> <tr> <td>ボーイスカウト</td> </tr> <tr> <td>ガールスカウト</td> </tr> <tr> <td>その他(企業・NPO等)</td> </tr> </tbody> </table>	社会教育関係団体等	P T A 公民館 青年団	婦人会 老人会	子ども会	ボーイスカウト	ガールスカウト	その他(企業・NPO等)
社会教育関係団体等																		
P T A 公民館																		
青年団 婦人会																		
老人会 子ども会																		
ボーイスカウト																		
ガールスカウト																		
県ユネスコ協会																		
その他																		
(企業・NPO等)																		
社会教育関係団体等																		
P T A 公民館 青年団																		
婦人会 老人会																		
子ども会																		
ボーイスカウト																		
ガールスカウト																		
その他(企業・NPO等)																		
<p>&lt;変更理由&gt; レイアウト修正</p>																		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
69	<p>■関連施策・参考資料■（左2枠目）</p> <p><b>「おきなわ地域教育の日」の推進</b></p> <p>②御万人すりていクリーン・グリーン・グレイシヤス（CGG）運動を支援する。</p>	<p><b>「おきなわ地域教育の日」の推進</b></p> <p>②御万人すりていクリーン・グリーン・グレイシヤス」(CGG) 運動の支援</p>
<p>&lt;変更理由&gt; 文言の修正</p>		



頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
69	<p>■関連施策・参考資料■（左4枠目）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">「家～なれ～」運動 <b>充実事業</b></p> <p>家庭，学校，地域が連携し，家庭教育力の向上を図る運動を展開する。</p> <p>①市町村主体の家庭教育支援システムを構築する。</p> <p>②夢実現「親のまなびあい」プログラムを実施する。</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">「家～なれ～」運動 家庭教育力促進「や～なれ～」事業</p> <p>①「家～なれ～」運動 家庭，学校，地域が連携し，家庭教育力の向上を図る運動を展開する。</p> <p>②夢実現「親のまなびあい」プログラムの実施 家庭教育に関して参加者同士で楽しく学びあうプログラムを実施する。</p>
＜変更理由＞ 文言の削除・修正		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
69	<p>■関連施策・参考資料■（左6枠目）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">家庭教育支援者研修会</p> <p>（初級編：家庭教育支援アドバイザー養成講座） （中・上級編：家庭教育支援者スキルアップ講座）</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">「家庭教育支援者研修会」</p> <p>対象者：市町村及び学校の家庭教育支援担当者等</p>
＜変更理由＞ 文言の削除・修正		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
69	<p>関連施策・資料■（右3枠目）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">視聴覚ライブラリー整備充実事業</p> <p>②視聴覚・情報教育指導者の養成を行う。</p>	<p>関連施策・資料■（右3枠目）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">視聴覚ライブラリー整備充実事業</p> <p>②視聴覚・情報教育指導者の育成を図る。</p>
＜変更理由＞ 文言の削除・修正		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
69	<p>■関連施策・資料■（右4枠目）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">地域学校協働活動推進事業</p> <p>地域と学校が連携・協働し，～</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">地域学校協働活動推進事業</p> <p>地域と学校が連携・協働して，～</p>
＜変更理由＞ 文言の削除・修正		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
69	<p>■関連施策・参考資料■（右下から4枠目）</p> <p style="text-align: center;"><b>「読書活動」の推進</b></p> <p>①毎月第3日曜日「家庭の日・ファミリー読書」を推進する。</p> <p>②「子ども読書の日」を記念した取組を実施する。</p> <p>③「文字・活字文化の日」を記念した取組を実施する。</p> <p>④読書活動優秀実践教育長表彰の実施</p>	<p style="text-align: center;"><b>「読書活動」の推進</b></p> <p>①「ファミリー読書」毎月第3日曜日の家庭の日に実施</p> <p>②「子ども読書の日」記念フォーラム4/23に実施</p> <p>③「文字・活字文化の日」記念フォーラム10/27～11/9間に実施</p> <p>④読書活動優秀実践教育長表彰の実施</p>
<p>&lt;変更理由&gt; 文言の修正</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
69	<p>■関連施策・参考資料■（右下から3枠目）</p> <p style="text-align: center;"><b>人権教育指導者研修会</b></p> <p>研修会：年1回実施</p>	<p style="text-align: center;"><b>人権教育指導者研修会</b></p> <p>研修会：毎年1回</p>
<p>&lt;変更理由&gt; 文言の削除</p>		

頁	平成31年度（変更後）	平成30年度（変更前）
69	<p>■関連施策・参考資料■（右下から2枠目）</p> <p style="text-align: center;"><b>親子電話相談事業</b></p> <p>年末年始・日曜祝日除く 午前9時～午後10時 電話相談員研修会：年10回実施</p>	<p>関連施策・資料■（右下から2枠目）</p> <p style="text-align: center;"><b>親子電話相談</b></p> <p>①毎週月曜日～土曜日 午前9時～午後10時</p>
<p>&lt;変更理由&gt; ・文言の削除・挿入 ・半角数字を全角へ修正</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
69	<p>■関連施策・参考資料■（右下の最後枠）</p> <p style="text-align: center;"><b>持続可能な開発のための教育推進事業</b></p> <p>持続可能な開発のための教育（ESD）推進のための研修会等を実施する。</p> <p>研修会：年1～3回実施</p>	<p style="text-align: center;"><b>「持続可能な開発のための教育(ESD)研修会」</b></p> <p>ESDは、持続可能な社会の担い手を育む教育である。</p> <p>研修会：年1回開催</p>
<p>&lt;変更理由&gt; 文言の修正</p>		

《 地域の自然・歴史・文化の重視 》

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
70	<p>1 文化芸術による子供の育成事業（巡回公演事業）</p> <p><input type="checkbox"/>公演演目：<u>合唱，オーケストラ、音楽劇，児童劇，演劇，ミュージカル，バレエ，現代舞踊，歌舞伎，能楽，人形浄瑠璃，邦楽・邦舞，演芸等の実演芸術</u></p> <p><input type="checkbox"/>対象：小<u>学校</u>・中学校，特別支援学校（小学部、中学部）の義務教育諸学校 ※平成<u>30</u>年度は<u>17</u>公演実施</p> <p><input type="checkbox"/>その他：<u>H30</u>追加募集は行わず、不採択校から ※平成<u>30</u>年度は追加募集がなかった。</p>	<p>1 文化芸術による子供の育成事業（巡回公演事業）</p> <p><input type="checkbox"/>公演分野：<u>音楽，演劇，舞踊，伝統芸能</u></p> <p><input type="checkbox"/>対象：小・中学校，特別支援学校（小学部、中学部）の義務教育諸学校 ※平成<u>28</u>年度は<u>19</u>公演実施</p> <p><input type="checkbox"/>その他：<u>H29</u>は追加募集は行わず、不採択校から ※平成<u>29</u>年度は追加募集がなかった。</p>
<p>&lt;変更理由&gt; ・分野表記から演目表記へ変更 ・最新データへの更新 ・統一表記への変更</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
70	<p>2 文化芸術による子供の育成事業（芸術家の派遣事業）</p> <p><input type="checkbox"/>募集期間：8～9月（決定通知は4月，実施は<u>6月</u>以降）</p> <p><input type="checkbox"/>対象：小<u>学校</u>，中学校，高等学校，特別支援学校 ※平成<u>30</u>年度は<u>28</u>校実施</p> <p><input type="checkbox"/>その他：一次募集終了後，状況に応じて追加募集 ※平成27～<u>30</u>年度は追加募集がなかった。</p>	<p>2 文化芸術による子供の育成事業（芸術家の派遣事業）</p> <p><input type="checkbox"/>募集期間：8～9月（決定通知は4月，実施は<u>5月</u>以降）</p> <p><input type="checkbox"/>対象：小・中学校，高等学校，特別支援学校 ※平成<u>28</u>年度は<u>9校23公演</u>実施</p> <p><input type="checkbox"/>その他：一次募集終了後，状況に応じて追加募集 ※平成27～<u>29</u>年度は追加募集がなかった。</p>
<p>&lt;変更理由&gt; ・主催である文化庁の変更 ・最新データへの更新 ・統一表記への変更</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
70	<p>■ 関連資料 ■</p> <p>◎ 文化財課要覧/沖縄県教育委員会</p> <p>◎ 沖縄県立埋蔵文化財センター</p> <p>◎ <u>文化遺産オンライン（文化庁）</u></p>	<p>◎ 文化行政要覧/沖縄県教育委員会</p> <p>◎ 沖縄県埋蔵文化財センター</p> <p>◎ <u>沖縄の世界遺産「琉球・・・」</u></p>
<p>&lt; 変更理由 &gt; 語句の訂正 参考資料の変更</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
71	<p>4 「子供 夢・アート・アカデミー」（日本芸術院会員の学校派遣）</p> <p>□ 目 的：<u>日本芸術院会員が小・中・高等学校を訪問し、講話、実技披露、実技指導を行い、子供たちに文化芸術活動の素晴らしさを実感させ、夢を持って生きることの大切さや文化芸術を愛する心を育て、豊かな情操を有する文化継承者の育成を図る。</u></p> <p>□ 募集期間：4月（決定通知は7月，実施は8～12月）</p> <p>□ 対 象：小<u>学校</u>，中学校，高等学校 ※平成29年度は1校1公演実施 ※平成30年度の実施はなし</p>	<p>4 「子供 夢・アート・アカデミー」（日本芸術院会員の学校派遣）</p> <p>□ 目 的：<u>子供たちに質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供し、豊かな創造力・思考力，コミュニケーション能力等を養う。</u></p> <p>□ 募集期間：4月（決定通知は8月，実施は9～12月）</p> <p>□ 対 象：小・中学校，高等学校 ※平成28年度は1校1公演実施</p>
<p>&lt; 変更理由 &gt; ・内容変更のため ・最新のデータへの更新 ・統一表記への変更</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
71	<p>5 沖縄県提供事業（沖縄県こども青少年芸術劇場）</p> <p>□ 対 象：県内離島，へき地の小<u>学校</u>，中学校 ※平成29年度は<u>3校3</u>公演実施 <u>（竹富町）</u></p>	<p>5 沖縄県提供事業（沖縄県こども青少年芸術劇場）</p> <p>□ 対 象：県内離島，へき地の小・中<u>学校</u> ※平成28年度は<u>2</u>公演実施 <u>（座間味村，多良間村）</u></p>
<p>&lt; 変更理由 &gt; ・最新のデータへの更新 ・統一表記への変更</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
71	<p>6 児童生徒の組踊等沖縄伝統芸能鑑賞会</p> <p><input type="checkbox"/> 目的：<u>県内児童生徒に教育の一環として重要無形文化財である組踊等沖縄伝統芸能を鑑賞する機会を提供し、本県独自の無形文化財の理解を深める。</u></p> <p><input type="checkbox"/> 募集期間：<u>9月～10月頃</u></p> <p><input type="checkbox"/> 対象：<u>小学校</u>、中学校、高等学校、特別支援学校</p>	<p>6 児童生徒の組踊等沖縄伝統芸能鑑賞会</p> <p><input type="checkbox"/> 目的：<u>児童生徒に沖縄県の無形文化財(芸能)への理解と関心を深めさせ、組踊等沖縄伝統芸能の県内への普及啓発を図る。</u></p> <p><input type="checkbox"/> 募集期間：<u>10月～11月</u></p> <p><input type="checkbox"/> 対象：<u>小・中学校</u>、高等学校、特別支援学校</p>
<p>&lt;変更理由&gt; ・目的、募集期間の見直し ・統一表記への変更</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
71	<p>7 文化財愛護事業（「私たちの文化財」） 図画作品募集</p> <p><input type="checkbox"/> 対象：<u>小学校</u>、中学校、高等学校、特別支援学校</p> <p><input type="checkbox"/> その他：・・・<u>最</u>優秀賞の中から・・・</p>	<p>7 文化財愛護事業（「私たちの文化財」） 図画作品募集</p> <p><input type="checkbox"/> 対象：<u>小・中学校</u>、高等学校、特別支援学校</p> <p><input type="checkbox"/> その他：・・・優秀賞の中から・・・</p>
<p>&lt;変更理由&gt; 統一表記への変更 語句の訂正</p>		

頁	改訂版（変更後）	平成30年度（変更前）
71	<p>■ 関連資料 ■</p> <p><u>○みんなの文化財図鑑 史跡・名勝 編</u> <u>(平成30年 発行/沖縄県教育委員会)</u></p> <p>(平成10年～平成16年 発行/沖縄県教育委員会)</p>	<p>(<u>1998年</u>：平成10年～<u>2004年</u>：平成16年 発行/沖縄県教育委員会)</p>
<p>&lt;変更理由&gt; 新刊発行のため追加 統一表記への変更（西暦なし、発行/発行者）</p>		